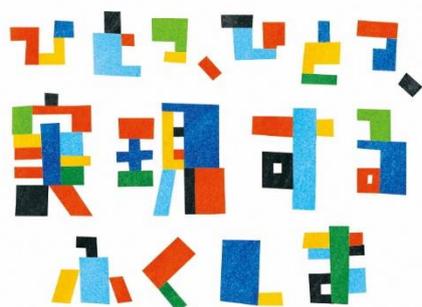


令和3年度  
福島県国土強靱化地域計画  
進捗状況報告書



令和5年3月  
福島県

# 1 計画の概要

「福島県国土強靱化地域計画」（以下「本計画」）は、東日本大震災から得た教訓を踏まえ、本県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「福島県総合計画ふくしま新生プラン」や「福島県復興計画」、「福島県地域防災計画」をはじめとする様々な分野の計画等との調和を図りつつ、「強くしなやかな県土づくり」という観点において各種計画等の指針となるべきものとして策定したものである。

なお、本計画は、平成30（2018）年から令和2（2020）年までの3年間と位置づけ、計画に基づき、国土強靱化を推進した後、頻発化・激甚化する災害に備え、さらなる国土強靱化を推進するために、令和3年4月に改定し、令和8年3月までの5年間を計画期間とした。

また、本計画では4つの「基本目標」を設定し、この基本目標を達成するために「事前に備えるべき目標」として8項目を設定した。

## <基本目標>

- I いかなる大規模自然災害が発生しようとも人命の保護が最大限図られること
- II 県及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興が図られること

## <事前に備えるべき目標>

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる  
（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

## 2 調査の目的

本計画に基づく強靱化施策の実効性を確保するため、数値指標を用いて強靱化施策の進捗管理を可能な限り定量的に行い、本県を取り巻く社会経済情勢の変化や本県における各種計画等との調和を勘案しつつ、PDCAサイクルによる見直しを適宜行うこととしている。

そのため、8つの「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、本県の地域特性を踏まえ設定した、31の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行施策の進捗状況調査を行った。

### <起きてはならない最悪の事態>

- 1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
- 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生
- 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
- 1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
- 1-5 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生
- 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
- 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
- 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
- 2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による救助・救急活動及び医療・福祉機能の麻痺
- 2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
- 2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
- 3-1 被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化、社会の混乱
- 3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
- 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
- 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
- 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
- 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞

- 5-2 食料等の安定供給の停滞
- 5-3 異常湧水等により用水の供給の途絶
- 6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止
- 6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止
- 6-3 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム（河道閉塞）等の損壊・機能不全による二次災害の発生
- 7-2 有害物質の大規模拡散・流出
- 7-3 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく
- 7-4 農地・森林等の被害による国土の荒廃
- 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
- 8-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
- 8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
- 8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
- 8-5 風評等による地域経済等への甚大な影響

### 3 分野別の進捗状況調査結果

進捗状況調査の結果概要（令和4年3月末現在）については、6ページ以降に示したとおりである。

### 4 進捗状況調査結果等を踏まえた今後の方向性

令和3年度においては、東日本大震災や令和元年東日本台風等により、被災した海岸の保全対策や流域治水対策などのハード対策や各種計画やハザードマップの整備・充実化、各種訓練の実施などソフト対策の両面から強靱化対策を推進した。

また、令和3年2月及び令和4年3月に発生した福島県沖地震を受け、被災した箇所の災害復旧に取り組むとともに、災害対策における体制の充実強化や関係機関との連携強化などに努めた。

さらに、行政機関のみではなく、医療、保健福祉、教育、民間などあらゆる主体との連携強化に努めるとともに、災害に備え、耐震化や停電対策、避難計画の策定

など官民連携した取り組みも推進した。

改定した本計画は令和3年4月から施行され、計画の進捗を図る指標として、91の指標を設定している。設定した指標の内、令和3年度において目標を達成した指標は26項目あるほか、当初設定した値より現況値が向上した指標が44項目あるなど国土強靱化の推進が図られている。一方、進捗に変化がない、または、指標の値が低下した指標が21項目あるなど、進捗が芳しくない分野も存在し、更なる取組を検討・推進していく必要がある。

東日本大震災や令和元年東日本台風、令和3年2月及び令和4年3月の福島県沖地震など度重なる災害が発生し、その度に甚大な被害を受けている本県においては、強くしなやかな県土づくりを早急に目指し、災害による被害をできる限り低下させていく必要がある。

今後は、全国的にも毎年のように発生している水害による被害を低減させるため、河川の改良などの流域治水対策を始め、土砂災害の防止や住民の早期避難の誘導など、関係機関や民間、県民の総員をあげて対策を講じていく。

また、地震対策や津波対策においては、当県独自の地震・津波被害想定調査に基づく対策や引き続き耐震化の推進を図るとともに、大雪による交通障害の発生防止や火山噴火時の避難確保などの対策を推進し、あらゆる自然災害に備える対策を講じていく。

さらに、災害により度々被害を被る交通機関の強靱化対策を始め、民間企業における対策の推進など、民間主導の取組を促進し、災害時の交通ネットワークや社会経済活動の維持、物流ネットワークの確保など、災害における被害を最小にするための取組を推進していく。

## 5 地域特性

本県は、阿武隈高地と奥羽山脈が県内をそれぞれ南北に走り、浜通り、中通り、及び会津地方の3つに区分されている。

浜通り地方は、阿武隈高地と太平洋に面した地域で、阿武隈高地を除けば、冬は降雪が少なく、県内でも温暖な地域である。

平成23年3月に発生した東日本大震災及び原子力災害は県全体に影響が及んでいるが、特に浜通りでは地震に加え、津波により、海岸保全施設や海岸防災林等が損壊し、さらに、原発事故により広範囲の地域の住民が避難生活を余儀なくされた。

このような状況の中、沿岸部では海岸保全施設や防災緑地・海岸防災林の整備のほか、ふくしま復興再生道路の整備、災害用ロボット等の開発・研究を行うロボットテストフィールドの開所やふたば医療センター附属病院の開院などハード面の施

設整備が着実に進んでおり、また、避難地域 12 市町村における消防団再編支援など地域防災の体制づくりが図られるよう支援を行っている。一方、福島第一原子力発電所事故への対応では、事業者が行う廃炉に向けた取組を監視しているほか、新たな原子力災害が発生した場合に備え、広域避難体制やモニタリング体制の充実・強化を図るとともに、放射線等に関する正確な情報発信を行っている。

中通り地方は、一級河川である阿武隈川が北流し、川沿いの平地を中心として、東を阿武隈高地、西を奥羽山脈に挟まれ、大小の盆地が位置する地域である。

阿武隈川は、これまで台風などの影響により支流を含め河川が氾濫し、大きな被害をもたらし、このほか、東日本大震災では多くの農業用ため池で決壊等による甚大な被害が発生した。

本県には、吾妻山、安達太良山、磐梯山、燧ヶ岳、沼沢の 5 活火山があるほか、那須岳にも隣接している。そのうち、吾妻山、安達太良山、磐梯山及び那須岳については、突発的に噴火が発生するおそれのある火山であるため、気象庁及び仙台管区気象台の火山監視・情報センターが火山活動の観測・監視を 24 時間体制で行う常時観測火山となっており、噴火警戒レベルが運用されている。吾妻山では、火山活動の活発化により、噴火警戒レベルが「1」から「2」に引き上げられる事態が繰り返し発生している。

会津地方は、奥羽山脈と越後山脈の間に位置し、寒暖の差が大きく、降雪量の多い地域であり、山間部を中心に豪雪地帯となっている。また、平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨では、各地で堤防の決壊や河川の氾濫による住家の浸水・農地の冠水、河川の異常出水による落橋に加え、会津地方と新潟県を結ぶ JR 只見線の橋梁等に被害を受け、一部区間が不通となっている。

道路の防雪施設の整備として、急勾配の峠部や中心市街地の歩道等において、路面凍結によるスリップ事故等を防止するため、消融雪施設や凍結抑制舗装、日陰対策などを実施し、冬期交通における安全性の向上を図っているほか、除雪体制強化のための行動計画を定めた「アクション・プラン」の策定や除雪事業計画の見直しを実施し、適宜道路除雪や凍結抑制剤の散布等に取り組んでいる。

また、JR 只見線については、令和 4 年秋頃の全線運転再開を目指し、復旧工事が進められている。

以上、本県は広い県土を有し、浜通り・中通り・会津地方で異なる課題も抱えていることから、それぞれの地域特性を踏まえ、県、市町村、地域住民が一体となって「強くしなやかな県土づくり」に取り組んでいく必要がある。

## 6 強靱化施策、推進方針の現状

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するため、取り組むべき強靱化施策の推進方針の現状を示す。

<起きてはならない最悪の事態>

1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

<推進方針>

- ①住宅・建築物の耐震化等
- ②県有施設（庁舎等）の耐震化等
- ③教育施設の耐震化等
- ④病院施設・社会福祉施設の耐震化等
- ⑤児童福祉施設等の機能維持
- ⑥認定こども園の整備
- ⑦都市公園施設の減災対策等
- ⑧空港施設の整備等
- ⑨港湾施設の整備等
- ⑩漁港施設の整備等
- ⑪橋梁施設の耐震対策等
- ⑫無電柱化の推進
- ⑬交通安全施設の維持管理
- ⑭空き家対策の推進
- ⑮消防広域応援体制の強化
- ⑯消防団の充実・強化
- ⑰避難地域等における消防体制の再構築

<数値指標>

指標名	策定時	現状値 (R3年度末)	目標値	達成度
住宅の耐震化率	87.1% (H30年度末)	87.1% (H30年度)	95.0% (R7年度末)	→
特定建築物の耐震化率	85.3% (R元年度末)	86.7%	95.0% (R4年度末)	↑
緊急輸送路において耐震対策を実施した橋梁数	254 橋 (R元年度末)	255 橋	255 橋 (R4年度末)	達成
長寿命化のための対策工事を実施した橋梁数	692 橋 (R元年度末)	745 橋	760 橋 (R4年度末)	↑
無電柱化された道路の延長	110.4km (R元年度末)	112.7km	120.0km (R4年度末)	↑

消防団員条例定数に対する 充足の割合	88.4% (R元年度末)	<b>84.7%</b> (R4.4.1)	90.4% (R7年度末)	↓
-----------------------	------------------	--------------------------	------------------	---

### <現状と今後の方向性>

- ① 令和3年12月に「福島県耐震改修促進計画」を改定、国の新たな基本方針を踏まえ、耐震化に関する目標等を見直し、市町村向け説明会を開催、目標や取組内容を確認した。市町村等と連携し、所有者へ直接働きかけるなど具体的な行動計画の策定・実施を支援した。また、災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業等を実施した。住宅及び耐震診断義務付け建築物の倒壊等による被害を最小限度に抑えるため、引き続き市町村及び関係団体との連携し、改定計画に基づき住宅・建築物の耐震化に係る取組を促進する。また、災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業等を引き続き推進する。**【土木部】**
- ② 防災拠点となる県庁舎（西庁舎）の長寿命化に必要な改修工事を進め、令和3年度までに8階から12階の長寿命化工事が完成した。なお、西庁舎については令和2年度に免震化工事が完了し、本庁舎は令和元年度に耐震化工事が完成している。引き続き、西庁舎の長寿命化工事を進めていく。**【総務部】**
- ③ 学校再編等に伴う施設整備として、13校で設計委託、8校で工事を実施した。また、老朽化した施設の改修として、3校で大規模改修の設計委託、6校で大規模改修の工事、3校で構造体劣化調査を実施した。なお、教育施設の耐震化率は、令和3年3月31日時点で100%となっている。引き続き、学校再編等に伴う施設整備や老朽化した学校施設の改修を計画的に進めていく。**【教育庁】**
- ④ 一部耐震性がない又は耐震診断未診断の病院・施設があることが確認されていることから、国庫補助の情報等について周知することで病院・施設の耐震化の推進を図った。引き続き、病院・施設の状況を確認していくとともに、改修要望のある施設については、国及び県において予算の確保に向けて調整を行い、耐震化を推進していく。また、福島県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等の整備に関する事業）の補助メニューに、令和4年度から「介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業」が追加されたため、今後活用を促していく。**【保健福祉部】**
- ⑤ 土砂災害特別計画区域に隣接する区域に本園があった児童養護施設会津児童園の建替についての補助を行い、より安全な区域への建替えを支援した（令和4年度繰越事業）ほか、県中児童相談所の移転改築に向け、建築工事等を着工した。引き続き、災害発生時の安全確保及びサービス継続の観点から、修繕や建替を含め

た整備を推進していくとともに、県中児童相談所の令和4年度の竣工を目指し、建築工事等を行う。**【こども未来局】**

- ⑥ 国から対象とされた1園の施設整備に対して補助を行った。今後は、各市町村に対し、耐震化の補助事業の利用促進を通知することで、さらなる耐震化をの推進していく。**【こども未来局】**
- ⑦ 福島県公園施設長寿命化計画に基づき都市公園施設の更新等を実施し、減災対策の促進を図った。また、公園施設点検に基づいた福島県公園施設長寿命化計画の見直しを実施した。引き続き、適切に予算を確保し、減災対策の促進を図っていく。**【土木部】**
- ⑧ 空港維持補修事業、滑走路端安全区域整備事業、舗装更新事業などの実施により、空港施設の適切な維持管理を行い、空港の機能保持を図った。引き続き、空港施設の維持管理・更新を計画的に実施し、空港機能の保持を図っていく。**【土木部】**
- ⑨ 施設ごとに策定している維持管理計画に基づき、定期点検を実施した。また、令和3年2月及び令和4年3月の福島県沖地震において、被害が生じた港湾機能の維持のための応急対策や復旧工事を行い、企業活動の継続支援を実施した。引き続き、港湾施設長寿命化計画に基づく適切な維持管理により、港湾機能の維持に取り組むとともに、港湾施設の災害復旧工事を進め、早期完了を図る。**【土木部】**
- ⑩ 豊間漁港ほか3漁港において岸壁や防波堤の地震・津波・波浪に対する施設機能の強化を進めるとともに、松川浦漁港ほか7漁港において、航路・泊地の浚渫を行い、漁港機能の維持を図った。また、令和3年2月及び令和4年3月の福島県沖地震に際し、漁港機能の維持のための応急対策や復旧工事を行い、漁業活動の継続支援を実施した。引き続き、事業計画に基づき計画的に施設機能強化を進めるとともに、機能保全計画に基づく適切な維持管理により、漁港機能の維持に取り組む。また、漁港施設の災害復旧工事を進め、早期完了を図る。**【土木部】**
- ⑪ 緊急輸送路上の橋梁における耐震対策について、残り1橋の対策が令和3年度に完了し、対象とした255橋の対策が全て完了した。また、橋梁等の道路施設について、5年に一度の定期点検を実施したほか、過年度の点検において早期措置段階（判定区分Ⅲ）と判定された施設を修繕することにより、長寿命化及び安全の確保を図った。引き続き、早期措置段階（判定区分Ⅲ）の橋梁等について修繕を実施し、長寿命化に取り組んでいくほか、新技術などを活用しながらメンテナンスサイクルの効率化や費用縮減を図っていく。**【土木部】**
- ⑫ 幹線道路における無電柱化を推進し、令和3年7月に喜多方会津坂下線三丁目工区、令和3年8月に国道114号浪江拡幅工区の整備が完了した。災害発生に伴う電柱の倒壊等による被害の拡大やライフラインの供給停止のリスクを最小化

するため、引き続き、事業を推進し、早期整備に取り組む。【土木部】

- ⑬ 県内の信号機は、4,008基あり、更新基準（概ね19年）を超過した信号制御機は、1,101基となる。令和3年度は、信号制御機の更新を244基実施し、老朽化率の減少を図った。今後、更新基準を超過した信号制御機の更新を計画的に実施するとともに、保守点検により信号制御機の不具合を早期に把握し、早急な対応が必要な場合には優先的に修繕・整備を実施する。また、交通環境の変化等により必要性が低下した信号機の廃止を推進し、適正な管理に努める。【警察本部】
- ⑭ 福島県空き家対策連絡調整会議や地方部会を開催し、地域の実情に応じた空き家対策に関する情報提供や技術的助言に取り組んだ。空き家の倒壊・火災等に伴う被害拡大や交通障害の発生を防止するため、引き続き、国、県、市町村及び民間団体等が連携し、総合的な空き家対策を推進するとともに、福島県空き家対策連絡調整会議において、情報提供や技術的助言に取り組む。【土木部】
- ⑮ 福島ロボットテストフィールドにおいて、消防団員、消防職員を対象としたドローン操作講習を5回実施し、ドローン操作技術の向上を図った。今後、避難指示区域内における大規模火災の発生に際し、県内消防本部、緊急消防援助隊等が迅速かつ的確に対応することを目的とした「避難指示区域内における大規模火災対応訓練」を実施するとともに、全国や北海道ブロックの合同訓練に参加し、応援体制の充実・強化に取り組む。【危機管理部】
- ⑯ 消防団員の確保や消防協力事業所の更なる増加を図るため、消防団員、消防団及び消防団協力事業所にサービス等の提供を行う「ふくしま消防団サポート企業」の募集・登録を行った。また、高校生等の消防団活動への理解促進を目的に消防防災出前講座（4校 262名）を実施した。さらに、消防団員の条例定数充足率が低く、機能別団員制度が未導入など団員確保対策を検討する市町村を支援するため、2村において、消防団確保対策支援会議を開催し、消防団員確保に向けた対策や基本方針等の検討を行った。引き続き、これらの事業に取り組んでいくとともに、市町村に対し、女性、OB団員等の活用や消防団協力事業所表示制度などの制度導入を促進し、団員の確保及び地域防災力の維持・強化を図る。【危機管理部】
- ⑰ 避難地域における消防団の相互応援の在り方を検討するため、南相馬市及び飯館村をモデル自治体としたワーキンググループを開催し、連絡手段や集結場所等を定めた実施計画案を作成した。また、個別市町村の消防団再編等に向けた具体的な検討や関係機関との協力体制づくりを支援するため、大熊町において消防団再編プロジェクトチーム会議を開催し、大熊町の現状を考慮した消防団再編案を作成するとともに、楡葉町が実施した機能別団員である町職員を対象とした図上訓練においては、専門知識を有する講師を派遣するなどの支援を行った。今後は、

避難地域消防団再編支援会議を開催し、避難地域 12 市町村における消防団等の現状・課題の情報共有や地域消防体制の再構築に向けた支援策の検討を行うとともに、消防団再編等プロジェクトチームを開催し、市町村の個別課題の解決に向けた検討を行う。また、企業内自衛消防組織における消防活動用資機材の整備に係る補助を行う。避難地域 12 市町村毎に住民の帰還状況や個別事情が異なることから、市町村の実情に応じた消防体制の再構築を行う必要があるため、今後も引き続き、県が主導的立場に立って、避難地域 12 市町村の消防力の確保が図られるよう、支援を継続していく。【危機管理部】

<起きてはならない最悪の事態>

1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

<推進方針>

- ①海岸保全施設の整備等
- ②防災緑地・海岸防災林の整備
- ③港湾施設の整備等（再掲）
- ④漁港施設の整備等（再掲）
- ⑤防潮水門及び陸閘の自動化・遠隔操作化
- ⑥河川管理施設の整備等
- ⑦津波避難体制の整備・津波ハザードマップの作成支援

<数値指標>

指標名	策定時	現状値 (R3年度末)	目標値	達成度
防災緑地の完成箇所数	9箇所 (R元年度末)	10箇所 (R2年度末)	10箇所 (R7年度末)	達成
海岸防災林整備延長	13,500m (R元年度末)	27,760m	39,658m (R7年度末)	↑
河川堤防整備率	62.5% (R元年度末)	63.1%	62.8% (R4年度末)	達成

<現状と今後の方向性>

- ① 令和3年度は、農地海岸1地区において消波堤工事を実施し、無堤区間の解消に向け計画どおりに事業を実施している。東日本大震災で被災した海岸保全施設の災害復旧工事は令和元年度までに完了したことから、今後は消波堤設置未了地区について、背後地の保全に向け早期完了を目指す。【農林水産部】

令和3年度は、建設海岸3地区において長寿命化計画を策定した。今後は、建設海岸8地区で長寿命化計画を策定するとともに、引き続き、海岸保全施設の適切な維持管理に取り組む。

また、令和4年3月地震により被災した海岸堤防等の復旧を進め、海岸防災に取り組んだ。引き続き、海岸保全施設の災害復旧工事を進め、早期完了を図る。

#### 【土木部】

- ② 防災林造成事業（林野庁国庫補助事業）により、9地区で事業を進め、令和3年度末で3地区が完了となった。今後は、被災12市町村を含む残り6地区について、関係機関と協議を行いながら早期完了に向けて引き続き整備を進めていく。

#### 【農林水産部】

津波に対する「多重防御」対策の一つとして、津波被害を軽減する機能を有する防災緑地の機能を発揮するため、福島県防災緑地維持管理計画に基づき、樹木の育成管理を実施した。引き続き、防災緑地の機能を発揮するため、福島県防災緑地維持管理計画に基づき、長期にわたる樹木の育成管理を進めていく。【土木部】

- ⑤ 自動化・遠隔化水門4基、陸閘3基の閉門操作が確実に行われるよう、操作訓練を実施し、操作手順の確認や動作確認を行うとともに、自動開閉や遠隔制御等に運用に関する必要な点検を行った。

今後も操作訓練を継続的に実施し、計画的かつ適切な維持管理を行う。【土木部】

- ⑥ 台風や集中豪雨により被害を受けた河川において、災害復旧と合わせて堤防強化などの関連事業や治水対策を実施し、再度の災害発生の防止を図り、計画どおり河川改修等に取り組んでいる。令和元年東日本台風等の被害を踏まえ、頻発・激甚化する水災害への対策として、引き続き、河川の整備を推進していく。【土木部】

- ⑦ 沿岸市町の津波避難体制の整備を支援するため、沿岸市町における津波避難計画の検討資料となる「地震津波被害想定」について、令和元年度に検討委員会を設置して見直し作業に着手し、令和3年度も引き続き調査を行った。地震津波被害想定調査は令和4年度に完了予定であり、当該結果を沿岸市町へ広く周知するとともに、令和4年11月に広域津波避難訓練を実施してその結果を市町の避難計画にフィードバックするなどして津波避難計画作成の支援を行う。【危機管理部】

津波浸水想定早期公表に向け、関係機関と調整を進めた。なお、津波ハザードマップについては、令和4年4月1日の大熊町の公表をもって、全10市町で完了する。引き続き、津波浸水想定の見直しに伴い、津波ハザードマップを見直す市町を支援していく。【土木部】

<起きてはならない最悪の事態>

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

<推進方針>

- ①河川管理施設の整備等（再掲）
- ②ダム管理設備の機能確保
- ③ダムによる洪水調節機能の強化
- ④湛水防除施設の整備等
- ⑤洪水対策体制の整備・洪水ハザードマップの作成支援
- ⑥冠水発生箇所の対策
- ⑦水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築
- ⑧都市部の内水による浸水対策への支援

<数値指標>

指標名	策定時	現状値 (R3年度末)	目標値	達成度
河川堤防整備率	62.5% (R元年度末)	63.1%	62.8% (R4年度末)	達成

<現状と今後の方向性>

- ② 令和3年度は、防災ダム3地区においてダム管理設備の更新工事や、貯水池内の堆積土砂の搬出工事等、計画どおり事業を進めている。引き続き、工事等の早期完了に向け事業を進めていくとともに、近年、頻発化・激甚化する自然災害に対応するため、現在運用しているダム施設について、機能保全計画に基づき、計画的な維持・修繕工事を行っていく。【農林水産部】

長寿命化計画については、県管理10ダムで策定済みであり、今後は、策定した計画に基づき、適切な工程管理を行うとともに、計画的な修繕を進めていく。【土木部】

- ③ 治水協定を締結した農業用ダムの貯水状況を定期的に確認（かんがい期間は月2回、非かんがい期は月1回）し、ダム管理者に対して貯水位運用の順守・指導を行った。引き続き、貯水状況を確認し、必要に応じて、貯水位運用について指導していく。【農林水産部】

利水者と治水協定を締結し、災害時における事前放流体制を確保している。引き続き、適切な洪水調節機能の強化を推進する。【土木部】

- ④ 令和3年度は、相馬市及び南相馬市の2地区で事業を実施し。ポンプ設備製作

工事等を計画どおりに進めている。引き続き、工事等の早期完了に向け事業を進めていくとともに、現在運用している他の施設についても、流域治水としての役割が確実に発揮されるよう、適切な維持管理を行っていく。【農林水産部】

- ⑤ 令和3年5月の災害対策基本法の改正により新たな避難情報が施行されたことから、県政広報等の各媒体を用いて県民や市町村への制度周知に努めた。また、市町村職員の対応力向上のため、福島地方气象台と連携した気象防災ワークショップを複数の地方で開催した。今後は、市町村職員の対応力向上を一層支援すべく、消防防災科学センターとの協同による避難指示等に係る実務研修を開催するほか、气象台と連携し県内全地方での気象防災ワークショップの開催に向け調整を進める。【危機管理部】

洪水ハザードマップについては、38市町村で作成済みであり、また、水位周知河川における洪水浸水想定区域図については、44河川で作成済みである。引き続き、洪水ハザードマップの作成を進めるとともに、洪水浸水想定区域図の作成を進める。【土木部】

- ⑥ 緊急輸送道路等における冠水対策箇所について、令和3年度に7箇所が完了した。引き続き、過去の豪雨で冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を図る。【土木部】
- ⑦ 福祉施設等の監査において、避難確保計画の作成状況や避難訓練の実施状況等についての確認及び指導を実施した。また、市町村との連携を強化し、あらゆる機会を活用し、施設管理者に対して避難確保計画作成の必要性などを説明している。引き続き、施設の監査等において、避難確保計画の作成状況や避難訓練の実施状況等について確認及び指導を行う。また、要配慮者である高齢者が利用する介護施設等職員は利用者の安全確保のため、防災知識の習得や災害発生時において効果的かつ迅速な避難の実施が求められていることから、令和4年度の新規事業として「介護施設等における防災リーダー養成等支援事業」を実施していく。

【保健福祉部】【こども未来局】

県内8方部において、水災害対策協議会を開催し、防災・減災体制の充実・強化に向けた取組を推進するとともに、地域住民の防災意識の向上に取り組んだ。引き続き、水災害対策協議会等の活動を通し、地域と連携した防災・減災体制の充実・強化に向けた取組を推進するとともに、地域住民の防災意識の向上を図っていく。【土木部】

- ⑧ 下水道事業を実施している県内41市町村のうち、雨水排除に関する事業計画を有している市町村は23市町村であり、令和3年度は事業計画を策定している9市で雨水事業を実施し、雨水幹線の整備、雨水貯留管整備、浸水シミュレーション

を実施した。引き続き、市町村における事業計画の策定を推進していくとともに、浸水対策のため雨水事業を実施していく。【土木部】

**<起きてはならない最悪の事態>**

**1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生**

**<推進方針>**

- ①ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備
- ②地すべり防止施設の整備等
- ③治山施設の整備等
- ④砂防関係施設の維持管理等
- ⑤火山噴火に対する警戒避難体制の整備
- ⑥避難小屋の噴石対策
- ⑦水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築（再掲）

**<数値指標>**

指標名	策定時	現状値 (R3年度末)	目標値	達成度
土砂災害から保全される住宅戸数	15,004戸 (R元年度末)	<b>15,078戸</b>	16,305戸 (R7年度末)	↑
土砂災害警戒区域指定率	76.5% (R元年度末)	<b>99.2%</b>	96.0% (R7年度末)	達成
山地災害危険地区における着手率	52.1% (R元年度末)	<b>52.4%</b>	53.6% (R7年度末)	↑
避難小屋噴石対策整備率	0% (R元年度末)	<b>0%</b>	100% (R7年度末)	→

**<現状と今後の方向性>**

- ① 新たに砂防施設1基と急傾斜施設1箇所の整備が完了し、既設砂防施設の老朽化対策として、2箇所の砂防施設における堰堤の改築や嵩上、流木止め設置等が完了した。また、土砂災害警戒区域の指定については、7,983箇所のうち7,917箇所（99.2%）が完了した。引き続き、ハード対策においては、計画的な進捗管理を行い、計画に沿った時期での事業の完了を図る。また、基礎調査等のソフト対策においては、未指定となっている優先箇所の区域指定を目指すとともに、土砂災害対策工事の完了や地形改変に伴い区域指定の見直しが必要な箇所や、新たに土砂災害のあった箇所などの基礎調査を引き続き実施し、土砂災害警戒区域等を

指定する。さらに、高精度な地形情報による箇所抽出により、基礎調査対象箇所の見直しを行う。【土木部】

- ② 喜多方市、会津坂下町で地すべり対策工事を実施するとともに、地すべり防止区域6地区において、老朽化した地すべり防止施設の維持・修繕工事を実施した。地すべり防止施設は、老朽化による機能低下が課題となっているため、個別施設計画（機能保全計画）に基づき、計画的に地すべり防止施設の長寿命化対策に取り組んでいく。【農林水産部】
- ③ 山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持強化するため、溪流や山腹斜面を安定させるための治山ダム工、土留工等の施設の整備や植栽、森林の造成等を行った。また、荒廃地、荒廃危険地等の復旧整備を実施し、9箇所を新規指定、7箇所を新規着手した。引き続き、目標達成のため、計画的な事業進捗を図る。【農林水産部】
- ④ 策定した長寿命化計画に基づき、砂防関係施設の保守点検を行い、健全度に応じて優先順位付けをし、優先順位の高い施設である53箇所の施設において、機能回復のための維持補修を実施した。引き続き、各施設の長寿命計画に基づき、保守点検及び機能維持のための管理を行っていく。【土木部】
- ⑤ 火山単位の避難計画に基づく訓練を磐梯山（夏季）と吾妻山（冬季）で実施し、避難計画の実効性を確認したほか、各関係機関の情報伝達や対応手順の確認を行った。引き続き、避難計画に基づく防災訓練を実施していくほか、関係市町村の地域防災計画において、避難促進施設に指定された施設に対し、避難確保計画策定に係る支援を行い、発災時の迅速な避難体制構築を推進する。【危機管理部】
- ⑥ 令和3年度は対象となる避難小屋2箇所のうち、鉄山避難小屋の工事を実施する計画であったが、入札不調に伴い実施できなかった。また、酸ヶ平避難小屋については、工事実施に向け設計業務を行った。引き続き、計画的に進捗を図るべく、対象避難小屋の適切な予算の確保、工事の実施に向けた対応を行う。【生活環境部】

#### <起きてはならない最悪の事態>

#### 1-5 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

#### <推進方針>

- ①豪雪対策関係機関との雪害防止対策に係る情報共有及び連携体制の強化
- ②道路の除雪体制等の整備
- ③雪崩対策の推進
- ④道路の防雪施設の整備
- ⑤大雪時の車両停留の対策

- ⑥交通安全対策の推進
- ⑦道路施設の老朽化対策
- ⑧雪害及び雪下ろし事故防止等の注意喚起

### <数値指標>

指標名	策定時	現状値 (R3年度末)	目標値	達成度
雪を溶かすことのできる道路の延長	142.4km (R元年度末)	143.7km	143.0km (R4年度末)	達成
雪崩や地吹雪のおそれのある危険箇所の解消数	102箇所 (R元年度末)	103箇所	103箇所 (R4年度末)	達成

### <現状と今後の方向性>

- ① 「安心して快適に暮らすことができる、雪と共生する魅力ある地域づくり」を基本目標に掲げる福島県豪雪地帯対策基本計画の推進を図るため、計画の進捗状況を把握した。また、豪雪地帯の豪雪時における生活圏及び道路交通等の確保並びにその他の応急的地域対策に関し、連絡協調を図るため、降雪前に関係機関が揃い雪対策に関する課題共有や情報交換を行った。今後は、除排雪作業中に高齢者が雪害に遭うケースが増えていることから、市町村・関係機関と連携し、事故予防チラシを配布するなど注意喚起に努める。【企画調整部】
- ② 除雪事業計画書に基づき、適時適切な道路除雪や凍結抑制剤の散布等に取り組んだほか、関係機関と連携し除雪体制等の確保を図った。また、豪雪地帯において、関係機関と調整し安全・安心な除雪を実施し、冬期通行不能区間の解消に向けた道路整備を実施した。引き続き、適時適切な道路除雪や凍結抑制剤の散布等に取り組み、安全で円滑な道路整備を実施するとともに、関係機関と密な連絡体制を構築し、豪雪地帯における冬期通行不能区間の解消に向けた道路整備を実施する。【土木部】
- ③ 雪崩防災週間にあわせて、5箇所の既設雪崩防止施設の点検を行うとともに、スキー場や雪崩危険箇所にある要配慮者利用施設へのポスターやチラシの配布・テレビによる啓発活動を実施した。引き続き、点検要領に基づく施設点検を行うなど適正な施設管理を行っていくとともに、雪崩防災週間にあわせて、雪崩被害防止に係る啓発活動を実施していく。【土木部】
- ④ 令和3年度の完了工区は0件だが、早期完了を目指し、各工区で整備を進めた。人家が連続し排雪スペースが無く除雪作業が困難な区間、急勾配を有する峠部や中心市街地の歩道等、融雪施設未対応箇所、雪崩や地吹雪が原因で通行不能にな

っている箇所があることから、引き続き、整備箇所の優先順位を検討し、防雪設備の整備を推進する。【土木部】

- ⑤ 急勾配の解消などを目的とした道路改築事業を推進し、郡山湖南線三森Ⅰ工区については令和3年11月に全線開通した。大雪時の交通障害が懸念される区間の解消に向け、引き続き事業を推進し、早期整備に取り組む。【土木部】
- ⑥ 交差点改良、歩道の設置を含めた道路の拡充、防護柵や標識・路面表示の充実等の交通安全対策を推進し、令和3年9月に国道289号黒谷2工区、国道349号新館工区の整備が完了した。平常時、災害時を問わない安全な道路交通を確保するため、引き続き事業を推進し、早期整備に取り組む。【土木部】
- ⑦ 「事後保全型」の維持管理から「予防保全型」の維持管理へ早期に移行させるため、過年度の点検において早期措置段階（判定区分Ⅲ）と判定された施設における修繕を重点的に実施した。引き続き、残る早期措置段階の施設の修繕を実施していき、「予防保全型」の維持管理への早期移行を目指す。【土木部】
- ⑧ ラジオ、新聞、データ放送及びSNS等の各種媒体を用いて県民に対し、大雪への備えや除雪作業に係る注意喚起を行った。関係機関との雪害時の連携強化のため、各種会議において雪害時の県の対応について情報提供を行うとともに、引き続き、除雪作業中の事故防止等のため、テレビ、ラジオ、新聞及びSNS等の広報媒体を活用した情報発信に努め、情報共有、啓発等を行っていく。【危機管理部】

雪害に備え、福島県豪雪地域対策連絡協議会を開催した。引き続き、除雪作業中の事故防止のため、市町村・関係機関と連携し、事故予防チラシを配布するなど注意喚起に努める。【企画調整部】

#### <起きてはならない最悪の事態>

#### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

#### <推進方針>

- ① 応急給水体制の整備
- ② 上水道施設の防災・減災対策
- ③ 物資供給体制の充実・強化
- ④ 非常用物資の備蓄
- ⑤ 大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化
- ⑥ 緊急輸送道路の防災・減災対策
- ⑦ 迂回路となり得る農道・林道の整備
- ⑧ 「道の駅」防災拠点化の推進

- ⑨電力事業者等との連携強化による停電対策の推進
- ⑩停電時における電気自動車等の活用
- ⑪自助・共助の取組促進

### <数値指標>

指標名	策定時	現状値 (R3年度末)	目標値	達成度
水道基幹管路の耐震適合率 (上水道事業及び水道用水供給事業)	55.5% (R元年度末)	59.0%	74.0% (R6年度末)	↑
点検において法面等に変状が見られる落石等危険箇所の解消数	1,103箇所 (R元年度末)	1,109箇所	1,376箇所 (R4年度末)	↑
電気自動車等の保有車両数	189,702台 (R元年度末)	226,646台	増加を目指す	↑
防災啓発実施人数	1,163人 (R元年度末)	3,265人	8,000人 (R7年度末)	↑

### <現状と今後の方向性>

- ① 被災者用備蓄飲料水の更新を行い、災害時に備えて飲料水の更新を行った。また、令和4年3月に発生した福島県沖地震では自衛隊に対し給水に係る災害派遣要請を行い、断水地域の応急給水を行った。引き続き、災害時に備えて飲料水を備蓄するほか、関係機関と連携し給水に係る訓練等を実施することで、応急給水体制の強化を図る。【危機管理部】
- ② 水道事業者による水道施設の耐震化や更新などの老朽化対策を促進するとともに、計画的な事業実施や国庫補助制度の活用に向けた指導・助言を行った。今後も引き続き水道事業者への指導・助言を継続して実施するとともに、国への要望や提言などの機会を通じ、国庫補助制度の継続やさらなる拡大を国に要望していく。【保健福祉部】
- ③ 県の備蓄物資を平時から民間倉庫に保管することで、災害時の効率的な供給体制の構築に努めたほか、災害時の物流に関する会議で協定締結団体と意見交換を行い、災害時の体制を確認するなど、体制の充実・強化を推進した。引き続き、県の備蓄物資保管に民間倉庫を活用し、効率的な物資供給体制を確保するほか、国の支援に対して円滑に対応できるよう体制強化を図るとともに、防災訓練や平時からの情報共有等を通じ、協定締結団体との連携強化を図る。【危機管理部】
- ④ 被災者用備蓄物資の更新を行ったほか、新たな物品を追加購入するなど、備蓄

物資の充実を図った。また、それらの備蓄物資を民間倉庫で保管し、災害時の供給の効率化を図った。引き続き、備蓄物資の更新や新規購入を通じて、災害時の被災者の生活必需品の確保・備蓄に務めるほか、民間倉庫の活用を継続し、物資保管・供給の効率化を図っていく。【危機管理部】

- ⑤ 令和4年3月に発生した福島県沖地震では新潟県や鳥取県等より応援職員を派遣してもらい、災害対応を実施した。引き続き、各関係機関と関係を保持し、災害時の協力体制の充実を図っていく。【危機管理部】
- ⑥ 緊急輸送路の安全な通行確保のため、緊急輸送道路の落石のおそれのある箇所について、令和3年度は2件解消した。また、各工区で整備を進め、早期完了に努めた。引き続き、要対策箇所の解消を推進し、災害発生時等の人員及び物資等の輸送路としての機能を確保する。【土木部】
- ⑦ 農道の整備においては、いわき市において広域農道整備1地区を実施している。また、令和6年度の事業完了・供用開始に向け、JR跨線橋下部工事を実施した。計画どおりの事業完了、供用開始となるよう事業を進めるとともに、今後は、避難指示区域におけるほ場整備計画等との調整を図りながら、農道整備を進めていく。林道の整備においては、災害時の迂回路となり得る林道3路線について、道路法面の改良などを実施し施設の強靱化を図った。引き続き、路線の開設や構造物の改良等を実施し、林道施設の強靱化を推進していく。【農林水産部】
- ⑧ 猪苗代町道の駅が「防災道の駅」に選定された。引き続き、地域防災計画に道の駅の利用等を促進し防災拠点化を各市町村に促していく。【危機管理部】

災害時に広域的な復旧・復興拠点となる道の駅として、令和3年6月11日に、道の駅「猪苗代」が「防災道の駅」に選定された。これを契機として、猪苗代町をはじめ東北地方整備局などと協働で、地域創生に向けた取組を官民で検討する協議会を設置した。引き続き、町や国などと協働で、道の駅「猪苗代」の防災道の駅として必要な機能強化を推進する。【土木部】
- ⑨ 令和2年度に締結した東北電力・東北電力ネットワークとの「災害時の協力に関する協定」により、停電時の優先復旧重要施設のリスト作成のための打ち合わせを実施した。引き続き、実効性のある停電時の優先復旧重要施設リストの策定、更新を促進していく。【危機管理部】
- ⑩ 県民向けの環境イベントにおいて電気自動車等の普及啓発を図るとともに、燃料電池自動車については31件、V2Hについては3件の補助を行うなど、電気自動車等の普及拡大に向けた取組を行った。引き続き、燃料電池自動車、V2Hに関する補助事業を行うとともに、電気自動車の購入に係る費用に対する補助事業を新設し、その利便性を補助対象者から広く発信してもらう等、電気自動車等のより一層の普及拡大を図る。【企画調整部】【生活環境部】

- ⑪ 日頃から一人一人が適切な避難行動について考え、備える「マイ避難」の取り組みを推進するため、「マイ避難ノート」を改訂し、全戸配布を行ったほか、イベントや訓練、防災出前講座を実施した。また、各種メディア広報等県民の目に留まるような周知広報を行うことにより、県民の自助・共助の意識啓発を図った。引き続き、「マイ避難」の更なる周知広報の推進を図るとともに、「マイ避難」の実践に向けた取り組みや自主防災組織の強化、避難行動要支援者への支援など、更なる自助・共助の促進に取り組んでいく。【危機管理部】

<起きてはならない最悪の事態>

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

<推進方針>

- ① 孤立集落発生を回避する道路整備
- ② ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備（再掲）
- ③ 砂防関係施設の維持管理（再掲）
- ④ 緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲）
- ⑤ 迂回路となり得る農道・林道の整備（再掲）
- ⑥ 消防防災ヘリの円滑な運航確保

<数値指標>

指標名	策定時	現状値 (R3年度末)	目標値	達成度
土砂災害から保全される住宅戸数	15,004 戸 (R元年度末)	15,078 戸	16,305 戸 (R7年度末)	↑
土砂災害警戒区域指定率	76.5% (R元年度末)	99.2% (R3年度末)	96.0% (R7年度末)	達成
点検において法面等に変状が見られる落石等危険箇所の解消数	1,103 箇所 (R元年度末)	1,109 箇所	1,376 箇所 (R4年度末)	↑

<現状と今後の方向性>

- ① 中山間地の迂回路のない道路の狭隘な箇所や急勾配、急カーブ等、緊急時の通行に支障がある箇所の解消を目的とした道路改築事業を推進し、国道252号本名バイパスについては令和4年1月に全線開通した。中山間地の迂回路のない道路の狭隘な箇所や急勾配、急カーブ等、緊急時の通行に支障がある箇所の解消に向け、引き続き事業を推進し、早期整備に取り組む。【土木部】

- ⑥ 救助技術等の維持向上のため、定期的に訓練を実施した。また、隣県との災害時応援協定に基づき、本県防災ヘリが定期点検等により出動できない場合には、隣県防災ヘリに出動を要請し、他県防災ヘリが出動できない場合には本県防災ヘリが出動するなど、相互に応援を行った。引き続き、隣県間での相互応援体制を強化するとともに、合同訓練の実施等により救助技術等の向上を図る。【危機管理部】

<起きてはならない最悪の事態>

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

<推進方針>

- ① 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化
- ② 警察の災害対応人員の確保及び災害用装備資機材の充実
- ③ 警察による災害対応のための連携体制の充実・強化
- ④ 消防広域応援体制の強化（再掲）
- ⑤ 大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化（再掲）
- ⑥ 消防防災ヘリの円滑な運航確保（再掲）
- ⑦ 救急業務の充実
- ⑧ 消防団の充実・強化（再掲）
- ⑨ 避難地域等における消防体制の再構築（再掲）

<数値指標>

指標名	策定時)	現状値 (R3年度末)	目標値	達成度
県総合防災訓練の実施回数	0回 (R元年度末) ※令和元年度は、東日本台風により中止	1回	1回 (毎年度)	達成
救急隊数に占める救急救命士運用隊数の比率	94.2% (R元年度末)	96.7% (R4.4.1)	96.6% (R7年度末)	達成
消防団員条例定数に対する充足の割合	88.4% (R元年度末)	84.7% (R4.4.1)	90.4% (R7年度末)	↓

<現状と今後の方向性>

- ① 令和3年10月3日に本宮市においての訓練の実施を予定していたところ、新型

コロナウイルス感染拡大の影響により中止したが、準備の過程において災害発生時の対応や関係機関の連携を相互に確認した。引き続き、過去に発生した災害対応の課題等を踏まえ、訓練の内容を検討し、関係機関とさらなる連携強化を図っていく。【危機管理部】

大規模災害等発生時に執るべき措置について、初動措置研修会を実施して周知したほか、東北管区広域緊急援助隊南部三県合同訓練（南相馬市ロボットテストフィールド）、緊急事態等を想定した災害警備初動対応訓練、土砂災害対処訓練、水難救助訓練等を実施し、警察職員の災害対処能力向上を図った。また、他機関主催の防災会議や訓練等に積極的に参画し、対応方針の確認や連携の強化を図った。

引き続き、他機関主催の訓練に積極的に参画し、関係機関との更なる連携強化を図るほか、警察独自の訓練として、令和4年度は、東北管区広域緊急援助隊総合訓練を南相馬市（ロボットテストフィールド）で実施予定（11月29、30日）であり、自衛隊や消防、DMAT等関係機関と大規模災害発生時における実践的訓練を実施する。また、警察職員の初動対応能力向上を図るため、教養資料の発出や災害警備初動対応訓練等を継続して実施していく。【警察本部】

- ② 各種災害発生時に執るべき措置について定めた「福島県警察災害警備計画」を令和3年12月に改訂し、施行した。また、緊急時業務継続計画の点検を行い、非常時優先業務、体制の見直しを実施した。引き続き、大規模災害等発生時に必要な業務継続体制を確保して警察機能を維持するため、非常時優先業務、人員計画の確認を行っていく。

さらに、災害用装備資機材については、平素から点検整備するとともに、必要な災害警備用装備資機材を新規に整備した。引き続き、警察署等からの要望、現在の保有数、災害発生状況等を総合的に検討し、必要な装備資機材の購入に向けた予算措置を講じて整備を行っていく。【警察本部】

- ③ 令和3年4月に、福島県警察、福島県及び福島県遊技業協同組合連合会との間で、災害時における支援協力に関する協定を締結し、災害時における連携体制の拡充を図った。また、各種訓練や会議等に参画し、関係機関等と連携強化を図った。引き続き、平時から、関係機関等の連絡体制を構築し、災害発生時における対応等について、相互に確認を実施するなどして、連携体制のさらなる充実・強化を図っていく。【警察本部】

- ⑦ 令和3年度の救急救命士の養成に関しては、コロナ禍のため前年度に入所できなかった7名を含め、30名を派遣した。各消防本部において、救急業務の高度化に向け、除細動、気管挿管等の救急救命措置を行うことのできる救急救命士の養成に取り組んでおり、着実に成果を上げているところであるが、救急隊員に占め

る救命士有資格者の比率は全国平均を下回っている状況にある。県民が高度な救命措置を受ける機会が増え救命率の向上につながるよう、引き続き救急救命士養成研修の補助を行い、救急救命士の養成に係る取組を促進し、救急業務の充実・強化を推進する。【危機管理部】

<起きてはならない最悪の事態>

2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による救助・救急活動及び医療・福祉機能の麻痺

<推進方針>

- ①災害拠点病院における非常時使用燃料等の確保
- ②透析医療機関での非常時対応体制の整備
- ③緊急車両等に供給する燃料の確保
- ④DMA Tによる災害医療体制の充実
- ⑤DPA Tによる精神保健活動支援体制の充実
- ⑥ドクターヘリによる救急医療体制の充実・強化
- ⑦広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の体制整備
- ⑧災害医療コーディネート体制の整備
- ⑨災害時医薬品等の備蓄・供給体制の維持
- ⑩災害時医療・福祉人材の確保
- ⑪医療機関における情報通信手段の確保
- ⑫病院施設・社会福祉施設の耐震化等（再掲）
- ⑬児童福祉施設等の機能維持（再掲）
- ⑭災害発生時における社会福祉施設等の施設機能の維持
- ⑮福祉避難所の充実・確保
- ⑯浜通り地方における医療提供体制の再構築
- ⑰浜通り地方における福祉・介護サービスの再構築
- ⑱道路施設の無停電設備の整備
- ⑲道路の法面・盛土の土砂災害防止対策
- ⑳災害時に地域の輸送等を支える道路整備
- ㉑踏切の立体交差等の整備

### <数値指標>

指標名	策定時	現状値 (R3年度末)	目標値	達成度
DPATの整備数	10チーム (R元年度末)	12チーム	15チーム (R7年度末)	↑
病院敷地内にヘリポートを有している災害拠点病院の割合	75.0% (R元年度末)	60.0%	100% (R7年度末)	↓
災害医療コーディネーター数	11名 (R元年度末)	16名	30名 (R7年度末)	↑
県外からの福祉・介護人材確保支援事業による奨学金の利用者数(累計)	145人 (R元年度末)	合計184人	445人 (R7年度末)	↑

### <現状と今後の方向性>

- ① 災害拠点病院の現況調査を毎年実施（自家発電機の有無、自家発電機の発電容量、燃料の備蓄等）しており、全ての災害拠点病院で非常時に使用する燃料等が確保されている。今後も年1回の災害拠点病院の指定要件の現況調査を実施し、非常時使用燃料等が適切に確保されているかを定期的に確認していく。【保健福祉部】
- ② 透析医療に係る現況確認調査を実施し、県内透析医療機関の自己水源や自家発電装置の設置状況について確認した。また、災害時にはEMIS（広域災害時救急医療情報システム）を活用してモニタリングするとともに、透析医療機関においては個別に電話連絡し、水や電気等の支援の可否について情報収集を行う。今後は大規模停電の発生も考慮し、自家発電装置の設置状況のリスト化を行い、予めリスクの高い医療機関の把握を図っていく。【保健福祉部】
- ③ 災害時に緊急車両等に優先的に給油を行う中核給油所の燃料備蓄に対して補助を行ったほか、災害時の石油等供給に関する訓練に参加し、関係機関との連携強化を図った。引き続き、燃料備蓄に対する補助など燃料確保に関する取組や、各種訓練を通じた供給手順・情報連絡手段の確認など、関係機関・各種団体との連携強化を図り、災害時の燃料確保に向けた体制強化を推進する。【危機管理部】
- ④ 新型コロナウイルス感染症の影響によりDMA T養成研修や技能維持研修が中止となったが、その中で大規模地震時医療活動訓練によりDMA T隊員の技能向上等を図ることができた。引き続き、DMA T養成研修や技能維持研修、各種訓練の実施によりDMA Tのチーム数の増加や技能向上を図っていく。【保健福祉部】

- ⑤ 国のDPA T事務局が主催する各種研修会や内閣府主催の大規模地震時医療活動訓練に参加するとともに、資機材購入によりDPA Tの体制整備を図った。引き続き、研修会への参加や資機材購入によりDPA Tの質の維持及び向上を図り、派遣に向けた体制を整備する。**【保健福祉部】**
- ⑥ 福島県立医科大学附属病院にドクターヘリを配備し、運行を行っている。また、福島県内の災害拠点病院 10 病院のうち6病院において病院の敷地内にヘリポートを整備している。引き続き、ドクターヘリの運行を支援するとともに、災害拠点病院におけるヘリポート整備の支援をしていく。**【保健福祉部】**
- ふたば医療センター附属病院において、多目的医療用ヘリを運用し、高度・専門的な医療機関への患者搬送や双葉地域で発生した救急患者への対応、専門の医師の搬送など 59 件の搬送を行い、双葉郡の救急医療体制の充実・強化に取り組んだ。引き続き、ふたば医療センター附属病院において、多目的医療用ヘリを運用し、高度・専門的な医療機関への患者搬送や医師の緊急搬送などに対応することで、双葉地域における救急医療体制の充実・強化を図り、災害発生時においても、必要な救急医療を確保するための取組を推進する。**【病院局】**
- ⑦ 広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）での医療活動に必要な災害救急医療資機材について、点検校正を行うことで災害の発災に備えた体制の整備を図った。今後も医療資機材の点検校正を継続するとともに、定期的に福島空港等の配備資機材の棚卸を実施するなど管理体制の強化に努めていく。**【保健福祉部】**
- ⑧ 災害医療コーディネーター数は、平成 30 年度が 11 名であったが、令和3年度末が 16 名となり5名増となった。また、令和4年3月福島県沖地震においては災害医療コーディネーターがDMA T調整本部に参集し、県保健医療福祉調整本部と連携し、医療活動の調整機能を果たした。今後は、保健医療福祉調整本部内における災害医療コーディネーターの役割について、整理する必要があることから、引き続き、国研修等への参加を周知し、災害医療コーディネーター数の拡充及び技能維持を図っていく。**【保健福祉部】**
- ⑨ 令和3年度においては、災害時等に伴う医薬品、衛生材料等の供給要請実績はなかったが、医薬品等の迅速な供給を確保するため、定期的な状況調査による適正な在庫確保に努めるとともに、医薬品等の備蓄・供給業務の委託団体との連携・情報連絡体制の維持を図った。引き続き、県内6方部における備蓄供給体制を構築し、災害時における医薬品等の備蓄・供給に係る業務委託や福島県災害時医薬品等備蓄供給システムの運用に取り組む。**【保健福祉部】**
- ⑩ 大規模災害発生時における要配慮者の二次被害防止を目的とした福祉支援体制を構築するため、福祉支援ネットワークの構築や災害時の情報の共有と発信を行うための仕組みづくりを行う福島県広域災害福祉支援ネットワーク協議会の事務

局を運営した。また、避難所等で要配慮者を支援する災害派遣福祉チーム員の養成や資質向上を図るため、災害派遣福祉チーム員養成研修（基礎研修：受講者 31 名）を実施した。引き続き、福島県広域災害福祉支援ネットワーク協議会の事務局の運営を行い、福祉支援ネットワークの構築や災害時の情報共有と発信を行う仕組みづくりを行う。また、災害派遣福祉チーム員の養成や資質向上を図るため、研修を実施していく。【保健福祉部】

- ⑪ E M I S（広域災害時救急医療情報システム）の入力訓練や災害拠点病院を対象とした衛星携帯電話での通信訓練を実施するなど緊急時の情報連絡の手順確認を行った。病院の事務担当者が異動等になることにより各病院によってその習熟度にばらつきが発生することが課題であることから、災害時に迅速な医療支援に繋げるために、引き続き E M I S の操作研修及び訓練を定期的実施していく。

【保健福祉部】

- ⑭ 定員 30 名以上の大規模施設において、2 施設の非常用自家発電設備の改修に対する補助を行い、災害発生時においても施設機能を維持する整備の促進を図った。引き続き、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用し、非常用自家発電設備等の整備を行い、施設の防災・減災対策を推進していく。【保健福祉部】

- ⑮ 市町村に対し、福祉避難所の指定取組状況の調査、福祉機器等及び支援人材の確保に係るアンケートを実施し、指定の促進及び平時からの備えについて、助言等を行うとともに、福島県福祉避難所指定・運営ガイドラインを改正し、受入対象者の公示の実施など、福祉避難所の適切な運用を促した。また、未指定の双葉地方の 2 町については、継続して状況の聞き取りを行った。引き続き、指定取組状況の調査や福島県福祉避難所指定・運営ガイドラインの周知を行うとともに、保健福祉事務所で実施する検討会での説明などを通じて、市町村が実施する福祉避難所開設・運営訓練に必要な支援を実施する。また、未指定の双葉地方の 2 町については、住民の帰還や社会福祉施設の再開等の状況を注視しながら、指定の準備を進める。【保健福祉部】

- ⑯ 医療機関が旧警戒区域等で再開等する又はした場合に、施設・設備整備費及び運営費の補助を実施した。また、地域に必要な医療を確保することで、避難地域及び近隣地域における医療提供体制の強化を図った。今後、避難地域の対象医療機関の再開や運営を支援していくとともに、避難地域で不足する医療機能については近隣医療機関において強化することで、避難地域の医療提供体制の再構築を図る。【保健福祉部】

ふたば医療センター附属病院において、双葉地方広域市町村圏組合消防本部管内の救急患者の 9 割以上を受け入れるなど、双葉地域における二次救急医療体制の確保に取り組んだほか、訪問看護を年間 300 件以上実施するなど、帰還状況や

住民ニーズに応じた医療の確保に取り組んだ。引き続き、ふたば医療センター附属病院を運営し、双葉地域における二次救急医療体制の確保や、帰還状況や住民ニーズに応じた復興推進のために必要な医療の確保に取り組む。【病院局】

- ⑰ 災害時において、避難地域を含む浜通り地方の介護施設等が人材不足によって機能麻痺となる事態を回避するため、県外から浜通り地方等の介護施設等に就職予定の者に対して奨学金の貸付を行い介護職員の確保を図った。また、浜通り地方の介護職員の更なる確保のため令和3年度より、同地域内で新規採用職員及び中堅介護職員として6ヶ月以上就労した者に就職支援金の交付（奨学金貸付15人（累計184人）、就職支援金交付74人）を行い、介護職員の増員を図った。引き続き県外から浜通り地方等の介護施設等に就職予定の者に対して、奨学金の貸付を行い介護職員の確保を図るとともに、同地域内で新規採用職員及び中堅介護職員として6ヶ月以上就労した者に就職支援金の交付を行い、介護職員の更なる増員を図る。【保健福祉部】
- ⑱ 対象とした施設の整備は令和2年度までに完了した。今後は、停電によって管理上支障が生じる恐れのある道路施設について、道路の利用状況や必要に応じて整備を推進し、道路の安全性を確保していく。【土木部】
- ⑲ 地滑りや土砂崩れのおそれのある箇所の解消を目的としたバイパスや道路拡幅の道路改築事業を推進し、いわき石川線才鉢工区については令和4年3月に全線開通した。地滑りや土砂崩れのおそれのある箇所の解消に向け、引き続き事業を推進し、早期整備に取り組む。【土木部】
- ⑳ 緊急輸送道路の狭隘な箇所や急勾配、急カーブ等、緊急時の通行に支障ある箇所の解消を目的とした、道路拡幅やバイパスの道路改築事業を推進し、国道252号本名バイパスについては令和4年1月に全線開通した。緊急輸送道路の狭隘な箇所や急勾配、急カーブ等、緊急時の通行に支障ある箇所の解消に向け、引き続き事業を推進し、早期整備に取り組む。【土木部】
- ㉑ 踏切と交差する道路の立体化を含むバイパス等の道路改築事業を実施した。踏切での交通障害箇所の解消に向け、引き続き事業を実施し、早期整備に取り組む。【土木部】

#### <起きてはならない最悪の事態>

#### 2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

#### <推進方針>

- ①感染症予防措置の推進
- ②下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進
- ③下水道施設の維持管理

- ④単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進
- ⑤一般廃棄物処理施設の災害対策
- ⑥家畜伝染病対策の充実・強化

### <数値指標>

指標名	策定時	現状値 (R3年度末)	目標値	達成度
麻しん・風しん予防 接種率	第1期 95.7% 第2期 94.8% (R元年度末)	第1期 93.1% 第2期 94.1%	第1期 98.0% 第2期 98.0% (R7年度末)	↓

### <現状と今後の方向性>

- ① 国立保健医療科学院開催の感染症集団発生対策研修及び、結核研究所開催の保健師・看護師等基礎実践コースに職員を派遣し、感染症予防対策のリーダーとなる人材の育成を図った。また、結核予防週間、麻しん予防接種強化月間やこどもの予防接種週間等に合わせて、HP、テレビ、ラジオやSNSによる情報発信に取り組み、感染症に対する正しい知識や予防に関する普及啓発に努めた。新型コロナウイルス感染症等の感染症流行下での災害発生時、避難所における感染症発生予防と集団感染防止のため、平時から、感染症予防対策について周知するほか、災害発生時においても、避難者及び関係者に対する感染対策や衛生指導を徹底する必要があるため、今後、県民に対して、感染症に関する正しい知識の普及啓発に努めるとともに、予防接種など予防対策についての情報発信に取り組んでいく。さらに、研修派遣等によりリーダー育成に努めるとともに、災害時に携わる関係者を含めた伝達研修や情報交換会を行い、連携強化及び感染対策の徹底を図っていく。【保健福祉部】
- ② 下水道業務継続計画に基づき下水道実施市町村、各関係機関との情報伝達訓練を令和3年4月に、下水道合同防災訓練を令和3年10月に実施した。また、平成27年に策定した下水道業務継続計画(地震編)を、令和3年4月に地震・水害編として改定した。令和元年東日本台風により被災した県北浄化センターの災害復旧工事について、令和3年12月に水処理施設が復旧し、放流水質が被災前の水準となり、令和4年3月末までにすべての施設について工事が完了した。引き続き、下水道業務継続計画に基づき関係機関との防災訓練を実施するとともに、施設の耐水化については、優先度の高い施設から段階的に整備することとしており、県北浄化センターについて、第2SP棟の耐水化工事を令和4年度に着手し、令和5年度の完了を目指す。また、あだたら清流センターの耐水化工事は令和4年度

に着手し、令和4年度末に完了する予定である。**【土木部】**

③ 平成28年策定の流域下水道ストックマネジメント計画（令和2年改定）に基づき、管渠、マンホールなどは1回/5年～10年の頻度、処理場施設は1回/7～10年の頻度、または異常確認時にそれぞれ調査・点検を実施した。また、調査・点検結果から、緊急度が高い処理場機械・電気設備の改築・更新を実施した。引き続き、施設の調査・点検結果を踏まえ、適宜、ストックマネジメント計画の見直しを行うとともに、今後も計画的な調査・点検と修繕により施設の長寿命化に取り組んでいく。**【土木部】**

④ 市町村が浄化槽の設置者（単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する者に限る）に対し、本体の設置に要する費用等を助成するために必要な経費及び市町村が浄化槽を整備するために必要な経費について補助を行った（令和3年度単独処理浄化槽からの転換件数：321件）。浄化槽設置基数は、令和2年度末で281,793基であり、内訳は、単独処理浄化槽が153,902基（55%）、合併処理浄化槽が127,891基（45%）となっており、単独処理浄化槽からの転換を促進することが課題である。引き続き、市町村が浄化槽の設置者（単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する者に限る）に対し、本体の設置に要する費用等を助成するために必要な経費及び市町村が浄化槽を整備するために必要な経費について助成を行う。また、ラジオ等で単独処理浄化槽からの転換促進の啓発を行う。**【生活環境部】**

⑤ 6月に県内の59市町村及び13一部事務組合と「福島県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定」を締結し、広域処理が迅速にできる体制を整えた。また、7月の担当課長会議、12月の担当者向け研修で初動対応手順書の概要と必要性を説明した。併せて、12月の担当者向け研修では図上演習を実施し体制の強化を図った。令和4年3月に発生した福島県沖地震においては、相互応援協定に基づき、県の調整のもと、相馬市のごみを福島市、郡山市及びいわき市で、新地町のごみを南相馬市でそれぞれ広域処理を行った。引き続き、初動対応の必要性を関係機関に説明するとともに、担当者向け研修を実施し、体制の強化を図る。

**【生活環境部】**

⑥ 家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、初動防疫に必要な資材の備蓄や防疫演習等の実施など、防疫体制の充実・強化に向け取り組んだ。災害時においても迅速かつ的確な対応ができるよう、継続的に防疫体制を強化していく。**【農林水産部】**

<起きてはならない最悪の事態>

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

<推進方針>

- ①避難所環境の充実
- ②福祉避難所の充実・確保（再掲）
- ③災害時健康危機管理体制の整備
- ④DHEATの構成員養成及び運営体制の強化
- ⑤DPATによる精神保健活動支援体制の充実（再掲）
- ⑥災害時の健康危機管理拠点である保健所の機能維持
- ⑦災害発生時における社会福祉施設等の施設機能の維持（再掲）

<数値指標>

指標名	策定時	現状値 (R3年度末)	目標値	達成度
DPATの整備数	10チーム (R元年度末)	12チーム	15チーム (R7年度末)	↑

<現状と今後の方向性>

- ① 避難所での要配慮者、感染症、ペット等を含む運営力強化を支援するため、大学や民間企業と連携し、市町村職員を対象とした「避難所運営力強化セミナー」を開催した。避難所運営に係る国の指針やガイドラインの改正を踏まえ、県の「避難所運営マニュアル作成の手引き」を改定するほか、新型コロナの自宅療養者に係る避難指針策定と併せて、市町村に対して避難所環境整備に関する助言・指導を引き続き図っていく。【危機管理部】

前年度から、防災担当・保健福祉担当を対象とした感染症対策対策や食事提供の留意点などに配慮した避難所対応研修を実施し、対応や知識普及を図ったところであり、発災時には市町村に対し、改めて「避難所生活をされる方の健康管理に関するガイドライン」及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A」を周知し、感染症等の対応を指導した。また、リーフレットの配付やペットの飼い主を対象とした講習会等の機会を活用して、ペットを連れた避難に関する啓発に取り組んだ。引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を含めた感染症対策や衛生管理など、必要な情報提供等を行い、市町村が発災時に適切に避難所を運営できるよう支援を実施する。また、様々な機会を捉え、ペッ

トを連れた避難について普及啓発を行っていくとともに、災害時に備え、必要な物資等の支援体制を維持していく。【保健福祉部】

- ③ 「福島県災害時健康危機管理調整会議設置要綱」を制定し、人材育成及び中核市との連携について検討を進めているが、令和3年度は新型コロナウイルスへの対応のため、訓練の実施は見送った。引き続き、「福島県災害時健康危機管理調整会議設置要綱」に基づき、人材育成及び中核市との連携等について検討を進めていく。【保健福祉部】
- ④ DHEAT養成研修（基礎編研修10名、高度編研修2名）に中核市を含む県内各圏域の保健所から職員を派遣し、体制整備の強化及び中核市との連携を図った。引き続き、DHEAT養成研修に職員派遣を行い、DHEAT構成員の増加及び体制強化を図る。また、マニュアルに基づく、研修・訓練・会議等の開催を通じ、DHEAT構成員の能力向上、中核市との連携強化を図っていく。【保健福祉部】
- ⑥ 自家発電設備が未整備の保健所に係る整備スケジュールの検討を行った。引き続き、自家発電設備の整備に向けて保健所と調整を進める。【保健福祉部】

**<起きてはならない最悪の事態>**  
**3-1 被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化、社会の混乱**

**<推進方針>**

- ①警察施設の耐災害性等
- ②警察の災害対応人員の確保及び災害用装備資機材の充実（再掲）
- ③警察ネットワーク環境の充実
- ④警察による災害対応業務のための電源・通信回線の確保
- ⑤自動起動型信号機電源付加装置の整備
- ⑥交通安全施設の維持管理（再掲）

**<数値指標>**

指標名	策定時	現状値 (R3年度末)	目標値	達成度
自動起動型信号機電源付加装置の整備数	570基 (R元年度末)	611基	611基 (R7年度末)	達成

**<現状と今後の方向性>**

- ① 老朽化した施設の建替については、白河警察署西郷駐在所を改築したほか、非常用発電機について、有事における電源喪失を未然に防止するため、落雷により故障した二本松警察署の機器改修工事に着手（令和4年度完成予定）した。引き

続き、必要な予算を確保するほか、災害による警察施設の損壊及び電源喪失等を未然に防止するため、老朽化した施設の建替及び非常用発電機の改修を計画的に推進する。【警察本部】

- ③ 現行の各警察署と警察本部庁舎等間のネットワーク環境の維持を図った。引き続き、ネットワーク構成の見直しを図りながら、ネットワーク回線の冗長化など、ネットワーク環境の更なる充実に努める。【警察本部】
- ④ 警察通信施設の機能維持のための電源確保等について点検を実施した。また、電力事業者及び情報通信事業者との災害応援協定に基づく協力要請等について再確認を実施した。引き続き、災害時における電源・通信回線の断絶を想定した代替方策の検討、訓練等を実施し、平時から関係機関との情報交換・連携を図っていく。【警察本部】
- ⑤ 緊急輸送路線等の主要な信号交差点に設置の動起動型信号機電源付加装置 12 基及びリチウム式信号機電源付加装置 37 基の整備を実施するとともに、主要な信号交差点にリチウム式信号機電源付加装置 1 基新設を実施した。引き続き、装置の適正な維持管理に努めるとともに、交通環境の変化を捉え、整備の必要性が生じた信号交差点等への整備を計画的に実施する。【警察本部】

**<起きてはならない最悪の事態>**

**3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下**

**<推進方針>**

- ①業務継続に必要な体制の整備
- ②受援体制の整備
- ③防災拠点施設の機能確保
- ④県有施設（庁舎等）の耐震化等（再掲）
- ⑤訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化（再掲）
- ⑥大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化（再掲）
- ⑦緊急車両等に供給する燃料の確保（再掲）
- ⑧電力事業者等との連携強化による停電対策の推進（再掲）

**<数値指標>**

指標名	策定時	現状値 (R3年度末)	目標値	達成度
業務継続計画を策定した市町村数	50 市町村 (R元年度末)	54 市町村	59 市町村 (R7年度末)	↑
県総合防災訓練の実施回	0 回	1 回	1 回	達成

数	(R元年度末) ※令和元年度は、東 日本台風により中止		(毎年度)	
---	-----------------------------------	--	-------	--

### <現状と今後の方向性>

- ① 県業務継続計画については、非常時優先業務の更新等、適切な執行管理に努めた。市町村業務継続計画については、消防庁と共同で業務継続計画策定支援研修を実施し、計画策定に必要なノウハウ等の助言等、必要な支援を実施したことにより、3市町村が策定済みとなり、策定率は9割に達した。県業務継続計画については、既に本庁版及び7地方版を策定済みであり、計画の適切な進捗管理を行うとともに、適宜改訂作業を実施している。市町村業務継続計画については、5市町村が未策定であるため、引き続き、市町村における業務継続計画の策定を支援する必要がある。今後も、災害対応等に必要不可欠な行政機能の確保に向けた体制整備を促進していくことにより、県全体の災害対応力の向上を図っていく。

#### 【危機管理部】

- ② 令和元年台風第19号等に関する災害対応検証報告書に基づき、市町村における受援体制を構築・強化するため、17市町村を対象に「市町村受援計画策定支援事業」を実施し、年間5回の研修会（及び成果発表会）を通して、市町村の受援計画の策定を支援した。前年度に引き続き「市町村受援計画策定支援事業」を実施し、受援計画未策定の市町村を対象に年間5回の研修会（及び成果発表会）を通して受援計画の策定を支援するとともに、前年度に同研修を受講した市町村に対しても、計画の改定・修正に関する助言等フォローアップを行い、計画の実効性を高められるように支援する。【危機管理部】

- ③ 各庁舎の諸設備の定期点検及び保守管理を適切に行い、防災拠点施設としての機能の常時確保に取り組んだ。引き続き、施設機能維持に向けた諸設備の更新を計画的に進めていく。【総務部】

防災拠点施設である危機管理センターの情報通信・映像設備の保守点検を実施し、災害が発生した際の災害対策本部を立ち上げ、迅速かつ的確な初動対応を実施した。引き続き、危機管理センターの情報通信・映像設備における定期点検や保守管理を適切に継続し、防災拠点施設としての機能の常時確保に取り組む。【危機管理部】

<起きてはならない最悪の事態>

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

<推進方針>

- ①防災拠点施設の機能確保（再掲）
- ②情報システムの業務継続体制（ICT-BCP）の強化
- ③情報通信設備の耐災害性の強化
- ④多様な通信手段の確保
- ⑤警察による災害対応業務のための電源・通信回線の確保（再掲）
- ⑥医療機関における情報通信手段の確保（再掲）

<現状と今後の方向性>

- ② 「福島県ICT部門の業務継続計画」に基づき、大規模な災害や事故等が発生した際に、重要業務をなるべく中断させず、中断してもできるだけ早く復旧させるため、重要業務に係る情報システムICTを早急に復旧させる体制を維持するとともに、耐用年数を迎えたシステムの更新を計画的に行った。今後も定期的な機器の更新や訓練により体制を維持していく。【企画調整部】
- ③ 情報通信ネットワークの基幹ネットワーク機器、県ホームページ及びグループウェアシステム等が稼働するサーバー基盤を東日本大震災でも被害の無かった民間データセンターに設置・運用することで、地震や地域停電が発生しても情報通信ネットワークが停止しない体制を維持した。今後は引き続き、各課が管理する各システムについてもサーバー統合やデータセンターへの移行を促し、安全な環境でのシステム運用環境を確保していく。【企画調整部】
- ④ 令和元年東日本台風に係る災害対応の検証結果を踏まえて整備した県リエゾン用の情報通信機器について、研修会を実施することで操作習熟を図った。また、災害対策基本法の改正による新たな避難情報に対応するため、防災事務連絡システムの改修を行った。配備した通信機器を発災時に活用して効率的かつ効果的な情報共有を行うため、引き続きリエゾンによる通信手段の充実を図るとともに、機器の更新や訓練を実施していく。【危機管理部】

<起きてはならない最悪の事態>

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

<推進方針>

- ①住民等への情報伝達体制の強化
- ②放送事業者との連携強化

## <現状と今後の方向性>

- ① Lアラート全国合同訓練に県及び市町村、情報伝達者が参加し、避難情報等発信の手順確認、システム操作の習熟を図った。また、Lアラートに係る研修会を実施し、情報発信の重要性を再確認したほか、防災専門ツイッターにより気象情報や災害への備え等について情報発信を行った。引き続き、迅速かつ正確な情報発信ができるようシステム操作訓練等を実施し、災害時において速やかに正確な情報伝達を行う体制構築を進める。また、防災専門ツイッターを活用した防災情報の発信に努めていく。【危機管理部】
- ② Lアラート全国合同訓練に県及び市町村、放送事業者が参加し、避難情報等発信の手順確認を行い、放送事業者との連携強化を図った。引き続き、放送事業者と連携し、災害時において速やかに正確な広報を行う体制構築を進める。【危機管理部】

### <起きてはならない最悪の事態>

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

## <推進方針>

- ①発災時の情報収集及び共有
- ②住民等への情報伝達体制の強化（再掲）
- ③避難行動要支援者対策の推進
- ④福祉避難所の充実・確保（再掲）
- ⑤訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化（再掲）
- ⑥雨量、河川水位、土砂災害危険度判定情報等の迅速な伝達と共有
- ⑦道路情報提供装置等の整備
- ⑧在留外国人に対する多言語による情報提供
- ⑨自助・共助の取組促進（再掲）
- ⑩自主防災組織等の強化
- ⑪東日本大震災・原子力災害を踏まえた防災教育の推進
- ⑫学校における災害対応行動マニュアルの作成支援
- ⑬震災教訓の伝承・風化防止
- ⑭マイ避難の促進
- ⑮適切な避難行動の呼びかけ
- ⑯障がい者、国内外からの旅行者への情報提供

<数値指標>

指標名	策定時	現状値 (R3年度末)	目標値	達成度
避難行動要支援者避難支援個別計画の策定市町村数	38 市町村 (R元年度末)	32 市町村	59 市町村 (R7年度末)	↓
県総合防災訓練の実施回数	0 回 (R元年度末) ※令和元年度は、東日本台風により中止	1 回	1 回 (毎年度)	達成
防災啓発実施人数	1,163 人 (R元年度末)	3,265 人	8,000 人 (R7年度末)	↑
自主防災組織の活動カバー率	76.5% (R元年度末)	74.8%	93.7% (R7年度末)	↓
防災教育に係る授業（避難訓練を除く）を実施した学校の割合（公立小・中学校）	100% (R元年度末)	100%	100% (毎年度末)	達成

<現状と今後の方向性>

- ① 県リエゾン職員に対してリエゾン用の情報通信機器操作等の研修会を実施したほか、防災事務連絡システムの操作習熟を図るため、操作実習を行った。また、情報の共有化を図るため、防災科学技術研究所と「基盤的防災情報流通ネットワーク（SIP4D）」の活用に向けた協議を実施した。引き続き、県リエゾンに関する研修や防災事務連絡システムに関する操作実習等を行い、発災時の情報収集及び共有体制の強化に努める。また、県民の避難行動につながる情報発信を行うため、県としての情報発信の在り方等の調査・検討を行う。【危機管理部】
- ③ 令和3年5月の災害対策基本法改正により、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされたことを踏まえ、消防防災科学センターと連携し市町村職員等を対象とした要配慮者実務研修を開催したほか、全59市町村への取組状況調査により、市町村の現状把握や助言等を行った。今後は、市町村の個別避難計画作成を一層支援するため、内閣府の個別避難計画作成モデル事業にモデル団体として参画し、令和3年度に実施した市町村の取組状況調査結果も踏まえた「計画策定支援ツール」を作成するとともに、避難行動要支援者の個別避難計画作成に係る説明会の実施や個別避難計画の作成を補助するツールを未作成市町村に示すなど、個別避難計画の作成に向けた取組を支援する。【危機管理部】【保健福祉部】【こども未来

## 局】

- ⑥ 令和3年7月に河川流域総合情報システムのサーバーを強化（公開サーバーを増設）した。また、災害時の迅速な情報共有のために、防災科学研究所が開発を進める「基盤的防災情報流通ネットワーク（S I P 4 D）」を活用した情報の一元化に向け、土木部内の各種システムのS I P 4 D接続について、検討を進めた。引き続き、S I P 4 Dとの接続のためのシステム改修を進め、災害情報の一元化を図っていく。【土木部】
- ⑦ 令和3年度においては、道路情報提供装置等の新規設置箇所は0件であったが、次年度以降の新規設置に向けた協議を実施した。リアルタイムで道路状況の画像配信を提供しているライブカメラは、降雪や凍結による路面の安全状況等を遠方から監視するため、峠部を中心に設置しており、画像は道路利用者も確認できるようHPにて情報発信している。今後も、設置箇所を増やし、道路の安全性を確保していく。【土木部】
- ⑧ （公財）福島県国際交流協会において、専門の相談員を配置するとともに、3者同時通話が可能な通信機器（トリオフォン）やタブレット端末による外部通訳サービスを活用し、11言語に対応可能な「外国人住民のための生活相談窓口」の運営を継続した。また、令和4年3月に発生した福島県沖地震では、速やかに在住外国人向けの臨時相談窓口を開設したほか、ホームページやSNSにおいて多言語緊急災害情報を発信した。引き続き、外国人住民が地域で安心して暮らすことができるよう、関係機関と連携を図りながら、多言語による生活相談や災害情報の発信等に取り組んでいく。【生活環境部】
- ⑩ 自主防災組織リーダー等の人材育成を図るため、県内の地域住民を対象とした自主防災組織リーダー研修会を開催し、参加者80名に対し、外部有識者による講演及びHUGを用いた演習を行い、地域防災力の向上を図った。自主防災組織リーダーに対する研修会を引き続き開催するとともに、市町村を対象とした研修事業及び補助事業を実施する。研修事業については、専門家による講義や県外自治体の事例共有等、全4回のプログラムを構築し、補助事業については、自主防災組織等の活動促進又は資機材整備を対象とし、ソフト・ハードの両面から支援を行っていく。【危機管理部】
- ⑪ 防災教育については、県内小中学校の各教科等において児童生徒が主体的に学習できるよう、これまで作成してきた指導資料等をホームページに掲載した。併せて、「学校教育指導の重点」の防災教育において、重点内容の周知を図った。近年は、想定を超える災害が多発しており、子どもたちが自ら考え、判断、行動し、自ら命を守ることでできる力を育成していくことが重要であるため、これまで作成した指導資料等を活用し、防災学習や各種訓練等を通して、災害や防災につい

て正しい知識を身に付け、災害発生時に自らの安全を確保したり、自分の役割を自覚して行動したりすることができるよう引き続き防災教育を推進していく。【**教育庁**】

- ⑫ 令和3年6月に『学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン』を発出し、マニュアルの見直しを促すとともに、学校安全指導者養成研修会において見直しの支援・協議の場を設け、実効性のある対応ができるよう推進した。今後は、「第3次学校安全の推進に関する計画」に基づき、施策の基本的な方向性と目指す姿を示し、一層学校安全の実効性を高め、実践的・実効的な安全教育を推進するよう周知するとともに、学校安全指導者養成研修会において、協議の場を設けて醸成を図る。【**教育庁**】

- ⑬ 東日本大震災・原子力災害伝承館の整備を進めながら、県民意識の醸成を図るためのパネル展やフォーラムの開催を行ったほか、震災資料を搬入し、展示物製作を行うとともに、語り部の研修会等を実施した。東日本大震災・原子力災害から11年以上が経過し、当時の記憶や経験の風化や自然災害が頻発する中で、防災を学ぶ機会の重要性も高まっていることから、来館者の声や復興の進捗等を踏まえながら、展示物や企画展の更新や語り部講座などを実施していくとともに、研修事業等の充実により複合災害の記録と教訓を後世に伝えていく。【**文化スポーツ局**】

- ⑭ マイ避難の促進を図るため、メディア等の媒体を活用し、周知・広報を強化していくとともに、防災講座や各種イベントを通じて県民に対し、マイ避難の重要性を啓発することで、マイ避難の定着を図る。【**危機管理部**】

- ⑮ 防災ツイッターによる避難行動等の呼びかけをよりわかりやすく、外国人を含む多くの方に伝達できるよう、県交際交流協会や大学等と連携し、「やさしい日本語」の視点を取り入れた「わかりやすい日本語」による伝達文を作成した。「わかりやすい日本語」による防災ツイッターでの情報発信を実際に運用し、伝達文の改修や取組の周知等に引き続き取り組んでいく。【**危機管理部**】

- ⑯ 福島運転免許センター、郡山運転免許センターの2箇所に遠隔手話通訳サービスを設置した。遠隔手話通訳サービスを必要とする県の施設を中心に、設置箇所を検討し、情報提供体制の強化を図っていく。【**保健福祉部**】

外国人旅行者に向けた「Japan Safe Travel」など SNS 上でのプッシュ型災害情報の発信アプリへの登録促進を図った。

本県を訪れる外国人観光客が、災害等緊急時に役立つ会話集や外国人のための情報・連絡先リストをまとめた「外国人観光客を災害から守る緊急対応と会話集（4言語対応）」を作成した。県ホームページのほか、宿泊施設等に対してもセミナーや研修会等を通じて周知を図っていく。【**観光交流局**】

<起きてはならない最悪の事態>

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞

<推進方針>

- ①企業の事業継続計画（BCP）策定の促進
- ②港湾の事業継続計画（BCP）の策定・推進
- ③漁業地域の事業継続計画（BCP）の策定・推進
- ④高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備
- ⑤緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲）
- ⑥迂回路となり得る農道・林道の整備（再掲）
- ⑦空港施設の整備等（再掲）
- ⑧港湾施設の整備等（再掲）
- ⑨漁港施設の整備等（再掲）
- ⑩橋梁施設の耐震対策等（再掲）
- ⑪無電柱化の推進（再掲）

<数値指標>

指標名	策定時	現状値 (R3年度末)	目標値	達成度
漁業地域における事業継続計画（BCP）策定率	50.0% (R元年度末)	50.0%	100% (R7年度末)	→
高規格幹線道路・地域高規格道路の併用延長	509km (R元年度末)	522km	532km (R7年度末)	↑
点検において法面等に変状が見られる落石等危険箇所の解消数	1,103箇所 (R元年度末)	1,109箇所	1,376箇所 (R4年度末)	↑
緊急輸送路において耐震対策を実施した橋梁数	254橋 (R元年度末)	255橋	255橋 (R4年度末)	達成
長寿命化のための対策工事を実施した橋梁数	692橋 (R元年度末)	745橋	760橋 (R4年度末)	↑
無電柱化された道路の延長	110.4km (R元年度末)	112.7km	120.0km (R4年度末)	↑

<現状と今後の方向性>

- ① 現地及びWEB会議のハイブリット形式によるセミナーを開催し、県内事業者

に対し事業継続計画及び事業継続力強化計画への理解促進を図った。また、事業者からの求めに応じ、事業者への個別訪問及び策定支援を行った。引き続き、セミナー等により事業継続計画等の周知、重要性について理解を深めていくとともに、策定を希望する事業者に対し支援を継続していく。【商工労働部】

- ② 令和4年3月に発生した福島県沖地震において、事業継続計画に基づき、相馬港港湾機能継続協議会を開催し、関係行政機関及び民間事業者と連携・協力して、企業活動に対する影響が最小限となるよう調整を行った。引き続き、災害復旧完了に向け、協議会構成員との情報共有を密に図っていく。【土木部】
- ③ 令和4年3月に発生した福島県沖地震において、事業継続計画に基づき、漁業関係者と連携・協力して漁業活動に対する影響が最小限となるよう調整を行った。引き続き、漁業関係者との情報共有を密に図っていく。また、第3種漁港のうち未策定の請戸漁港では事業継続計画策定を推進する。【土木部】
- ④ 東北中央自動車道の霊山IC～伊達桑折IC間（L=10.2km）の開通により、復興支援道路である相馬福島道路が全線開通した。広域交流を支える交通ネットワークの形成に向け、引き続き、会津縦貫道の整備を推進し、地域間の連携強化のため、地域高規格道路のミッシングリンク解消など幹線道路ネットワークの早期整備に取り組む。【土木部】

<起きてはならない最悪の事態>

5-2 食料等の安定供給の停滞

<推進方針>

- ①高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備（再掲）
- ②緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲）
- ③迂回路となり得る農道・林道の整備（再掲）
- ④空港施設の整備等（再掲）
- ⑤港湾施設の整備等（再掲）
- ⑥漁港施設の整備等（再掲）
- ⑦食料生産基盤の整備
- ⑧農業水利施設の適正な保全管理

<数値指標>

指標名	策定時	現状値 (R3年度末)	目標値	達成度
高規格幹線道路・地域高規格道路の併用延長	509km (R元年度末)	522km	532km (R7年度末)	↑

点検において法面等に変状が見られる落石等危険箇所の解消数	1,103 箇所 (R元年度末)	1,109 箇所	1,376 箇所 (R4年度末)	↑
ほ場整備率(水田) (ほ場整備された面積合計÷農振農用地)	74.1% (R元年度末)	73.8%	75.5% (R7年度末)	↓
安定的な用水供給機能が維持される面積	0ha (令和3年度) ※算定方法の変更のため、39,857ha(令和元年度)から修正	7,660ha	34,601ha (R7年度末)	↑

### <現状と今後の方向性>

- ⑦ 令和3年度は、事業地区のうち6地区が完了するとともに、農業の生産性向上に向けた農地の大区画化等を実施し、ほ場整備率が計画どおり推移している。引き続き、早期営農再開に向け事業を進めていくとともに、発注規模や時期を適切に検討し、営農基盤の早期整備を図っていく。【農林水産部】
- ⑧ 農業水利施設の補修・更新を実施し、7地区が完了した。また、土地改良施設維持管理適正化事業において、19施設の補修・更新を実施した。今後も早期着工と適正な工程管理を行い、事業進捗を図っていくとともに、財源面や技術面で引き続き施設管理者を支援していく。【農林水産部】

### <起きてはならない最悪の事態>

#### 5-3 異常渇水等により用水の供給の途絶

### <推進方針>

- ① 渇水時における情報共有体制の確保
- ② 工業用水の渇水対策
- ③ 農業用水の渇水対策
- ④ ダム管理設備の機能確保(再掲)
- ⑤ ダムによる洪水調節機能の強化(再掲)

### <現状と今後の方向性>

- ① 日頃より気象・水源情報や利水状況等のデータ収集、ダムの現地調査を行うとともに、渇水の段階に応じた関係者による情報共有及び節水の呼びかけ等の広報を行った。今後も渇水が懸念される場合に迅速かつ的確な初動対応が必要になる

ことから、引き続き、渇水に関する基礎的情報の収集と渇水対策関係者による連携強化に努める。【企画調整部】

② 渇水対策については、渇水対策要領等に基づき、必要な対策を講じることとしており、今後渇水が懸念される場合は、関係機関と連携し、情報の交換及び収集に努めるとともに、節水の呼び掛け・給水制限の実施・保安用水の供給等を段階的に行う。【企業局】

③ 主要な農業用ダムの貯水状況について、かんがい期間は月2回、非かんがい期は月1回確認、ホームページでの公表を行い、平年より貯水が少ない時などには、農業用水の節水を呼びかけた。引き続き、貯水状況の確認・公表を行い、貯水に応じて節水の呼びかけを行う。また、異常渇水時には関係機関との情報共有や連携対応に係る体制の強化を図り、農業用水の渇水対策の充実に向けた取組を行う。【農林水産部】

<起きてはならない最悪の事態>

6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止

<推進方針>

- ① 県の要請に基づく避難所等へのLPガス供給
- ② 電力事業者等との連携強化による停電対策の推進（再掲）
- ③ 緊急車両等に供給する燃料の確保（再掲）
- ④ 無電柱化の推進（再掲）
- ⑤ 石油コンビナート防災体制の充実・強化
- ⑥ 再生可能エネルギーの導入拡大
- ⑦ 停電時における電気自動車等の活用（再掲）

<数値指標>

指標名	策定時	現状値 (R3年度末)	目標値	達成度
無電柱化された道路の延長	110.4km (R元年度末)	112.7km	120.0km (R4年度末)	↑
住宅用太陽光発電設備の設置件数及び設置容量	55,614件 251,511kW (R元年度末)	60,969件 281,000kW	増加を目指す	↑
電気自動車等の保有車両数	189,702台 (R元年度末)	226,642台	増加を目指す	↑

### <現状と今後の方向性>

- ① 令和3年度においては、LPガス供給に関する協定を発動させる災害等の事象は発生していない。引き続き、関係団体と通常時から連携を取り、連絡体制や発災時の対応方法等の確認に努めていく。【危機管理部】
- ⑤ 石油コンビナートの各種事故に対し、関係機関と連携し、情報収集を行うとともに、被害が拡大しないよう対応に努めた。また、次年度のいわき市での石油コンビナート総合防災訓練開催に向け、関係機関と調整を図った。引き続き、事故発生時に関係機関と連携した対応を行うとともに、隔年で石油コンビナート総合防災訓練を実施し、関係機関との連携強化に努めていく。【危機管理部】
- ⑥ 太陽光発電システム 2,292 件、蓄電池システム 380 件に対して補助を行い、県民に身近で導入が比較的容易であり、分散型電源である住宅用太陽光発電設備等の導入拡大を推進し、災害発生時のエネルギー供給源の多様化を図った。近年、災害が激甚化していることから、引き続き、県補助制度の効果的な周知を行うなど、更なる導入推進に取り組んでいく。【企画調整部】

### <起きてはならない最悪の事態>

#### 6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

### <推進方針>

- ①上水道施設の防災・減災対策（再掲）
- ②下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進（再掲）
- ③下水道施設の維持管理（再掲）
- ④単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進（再掲）
- ⑤工業用水道施設の整備等
- ⑥工業用水道の応急復旧体制の整備
- ⑦農業集落排水施設の整備等
- ⑧一般廃棄物処理施設の災害対策（再掲）

### <数値指標>

指標名	策定時	現状値 (R3年度末)	目標値	達成度
水道基幹管路の耐震適合率（上水道事業及び水道用水供給事業）	55.5% (R元年度末)	59.0%	74.0% (R6年度末)	↑

### <現状と今後の方向性>

- ⑤ 土木構造物（沼部堰、配水池）の耐震化や管路の複線化に取り組んだ。工業用水道施設の整備等については、中長期計画に基づき施設の計画的な改築・更新に努めることとしており、東日本大震災を踏まえ、土木構造物（沼部堰、配水池等）の耐震化や管路の複線化等に重点的に対応し、今後も工業用水道施設の整備等を推進していく。【企業局】
- ⑥ 工業用水道管理手帳を更新し、緊急時に備えるため最新の緊急連絡体制を確保した。また、東北地域の各工業用水道事業者との相互応援協定に基づく緊急時の伝達訓練を実施した。さらに、応急復旧体制の整備については、工業用水道管理手帳を随時更新することに加えて、東北地域の各工業用水道事業者との相互応援協定に基づく緊急時の伝達訓練を定期的実施する。【企業局】
- ⑦ 農業集落排水施設の新設・機器更新工事を 11 地区で実施した。また、老朽化施設の改築・更新のための計画策定については 4 地区で行った。農業集落排水施設の修繕・更新については、市町村が策定した最適化整備構想に基づき、計画的に着手できるよう、助言、指導を行っていく。また、施設長寿命化、維持管理費低減に向け、市町村が行う維持管理適正化計画の策定支援のほか、広域化・共同化を望む市町村について、その実現にむけた助言・指導を行っていく。【農林水産部】

### <起きてはならない最悪の事態>

6-3 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

### <推進方針>

- ①高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備（再掲）
- ②緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲）
- ③迂回路となり得る農道・林道の整備（再掲）
- ④橋梁施設の耐震対策等（再掲）
- ⑤地すべり防止施設の整備等（再掲）
- ⑥ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備（再掲）
- ⑦砂防関係施設の維持管理等（再掲）
- ⑧道路の防雪施設の整備（再掲）
- ⑨道路の除雪体制等の確保（再掲）
- ⑩交通安全対策の推進（再掲）
- ⑪道路施設の老朽化対策（再掲）
- ⑫空港施設の整備等（再掲）

- ⑬地方航空ネットワークの維持・拡充
- ⑭港湾施設の整備等（再掲）
- ⑮漁港施設の整備等（再掲）
- ⑯海岸保全施設の整備等（再掲）
- ⑰防潮水門及び陸閘の自動化・遠隔操作化（再掲）
- ⑱河川管理施設の整備等（再掲）
- ⑲鉄道施設の復旧・基盤強化
- ⑳地域公共交通の確保

<数値指標>

指標名	策定時	現状値 (R3年度末)	目標値	達成度
高規格幹線道路・地域高規格道路の併用延長	509km (R元年度末)	522km	532km (R7年度末)	↑
点検において法面等に変状が見られる落石等危険箇所の解消数	1,103箇所 (R元年度末)	1,109箇所	1,376箇所 (R4年度末)	↑
緊急輸送路において耐震対策を実施した橋梁数	254橋 (R元年度末)	255橋	255橋 (R4年度末)	達成
長寿命化のための対策工事を実施した橋梁数	692橋 (R元年度末)	745橋	760橋 (R4年度末)	↑
土砂災害から保全される住宅戸数	15,004戸 (R元年度末)	15,078戸	16,305戸 (R7年度末)	↑
土砂災害警戒区域指定率	76.5% (R元年度末)	99.2%	96.0% (R7年度末)	達成
雪を溶かすことのできる道路の延長	142.4km (R元年度末)	143.7km	143.0km (R4年度末)	達成
雪崩や地吹雪のおそれのある危険箇所の解消数	102箇所 (R元年度末)	103箇所	103箇所 (R4年度末)	達成
福島空港利用者数	260千人 (R元年度末)	97千人	263千人 (R7年度末)	↓
河川堤防整備率	62.5% (R元年度末)	63.1%	62.8% (R4年度末)	達成
JR 只見線の運休区間の距離	27.6km (R元年度末)	27.6km	0.0km (R7年度末)	→

## <現状と今後の方向性>

⑬ 福島空港利用者数は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、過去最低だった令和2年度に比べ回復したものの、過去2番目に低い実績に止まった。福島空港は10月に国による大規模地震時医療活動訓練に使用されたことや、令和4年3月に発生した福島沖地震で、新幹線等が運休となる中「福島～羽田」間で臨時便が運航される等、災害時の拠点としての役割を果たした。今後も福島空港が災害や防災の拠点としての機能を確保していくことはもとより、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、利用者の感染防止対策と社会経済活動の両立を図りながら、観光やビジネスを中心として空港利用の回復に努める。また、国内外チャーター便の誘致・運航促進により定期路線の再開や新規路線開設に繋げ、広域的な交通ネットワークの維持拡充を図っていく。【観光交流局】

⑭ JR只見線については、令和4年10月1日の全線運転再開に向け、JR東日本に対し、国、地元自治体と協調の上、復旧工事費の一部を補助した。今後は、これら取組に加え、全線運転再開後における安全な運行の確保や利活用計画に基づく誘客の促進、情報発信の強化等に取り組む。

JR常磐線については、沿線住民の重要な生活交通基盤であるとともに、災害発生時における人員・物資等の輸送基盤としての機能を有することから、11月に、JR東日本に対し、市町村と連携し、鉄道施設の整備及び輸送力の充実・強化並びにダイヤ改正について要望活動を行った。引き続き、沿線住民の重要な生活交通基盤としての機能を維持するため、JR東日本に対して、必要な要望活動を行う。

また、地域鉄道（阿武隈急行、福島交通飯坂線、会津鉄道、野岩鉄道）については、橋梁・構造物等の耐震性の強化や安全性向上に資する設備の整備等に対して、国、地元自治体と協調の上、事業費を補助した。引き続き基盤強化を促進するため、橋梁・構造物等の耐震性の強化や安全性向上に資する設備の整備等に対して、国、地元自治体と協調して支援していく。【生活環境部】

⑯ 地域鉄道及び広域路線バス等の地域公共交通について、施設設備整備補助及び経営安定化補助、路線維持のための経費補助を行った。また、過疎地域等において、コミュニティバスやデマンド型乗合タクシー等の運行を行う市町村への補助を行った。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営の厳しい状況が続く地域公共交通事業者に対し、緊急支援金を補助し、事業継続を支援した。鉄道・バス等の地域公共交通は、災害時の救援に係る物資等輸送や住民避難の輸送手段として重要であることから、引き続き公共交通機関の利用促進や経営安定化、広域路線バスやコミュニティバスの運行やデマンド型交通システムの導入支援など、必要な予算の確保に努め、地域公共交通の維持・確保のための取組を推進す

る。また、新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰の影響が続く中、地域公共交通事業者の経営状況等を注視し、必要な支援に取り組んでいく。【生活環境部】

<起きてはならない最悪の事態>

7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム（河道閉塞）等の損壊・機能不全による二次災害の発生

<推進方針>

- ①農業水利施設の適正な保全管理（再掲）
- ②農業用ため池の改修及びハザードマップの作成支援
- ③ダム管理設備の機能確保（再掲）
- ④ダムによる洪水調節機能の強化（再掲）
- ⑤海岸保全施設の整備等（再掲）
- ⑥河川管理施設の整備等（再掲）
- ⑦ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備（再掲）
- ⑧砂防関係施設の維持管理等（再掲）
- ⑨石油コンビナート防災体制の充実・強化（再掲）

<数値指標>

指標名	策定時	現状値 (R3年度末)	目標値	達成度
安定的な用水供給機能が維持される面積	0ha (令和3年度) ※算定方法の変更のため、39,857ha(令和元年度)から修正	7,660ha	34,601ha (R7年度末)	↑
河川堤防整備率	62.5% (R元年度末)	63.1%	62.8% (R4年度末)	達成
土砂災害から保全される住宅戸数	15,004戸 (R元年度末)	15,078戸	16,305戸 (R7年度末)	↑
土砂災害警戒区域指定率	76.5% (R元年度末)	99.2%	96.0% (R7年度末)	達成

<現状と今後の方向性>

- ② 農業用ため池の改修については、防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進

計画に基づき、4地区において実施した。引き続き、防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画に基づき、防災重点農業用ため池の改修工事を進める。また、ため池ハザードマップの作成支援については、作成対象の1,392箇所について令和3年度までに2地区を除き作成が完了し、公表を行っている。今後は、ハザードマップ未作成となっている2地区の早期完成及び公表に向け、引き続き支援を行う。【農林水産部】

<起きてはならない最悪の事態>

7-2 有害物質の大規模拡散・流出

<推進方針>

- ①有害物質の拡散・流出防止対策の推進
- ②アスベスト使用被災建築物の適切な管理・解体
- ③PCB廃棄物の適正処理
- ④工場・事業所におけるリスクコミュニケーションの実施

<数値指標>

指標名	策定時	現状値 (R3年度末)	目標値	達成度
工場・事業場におけるリスクコミュニケーションの実施件数	270件 (R元年度末)	220件	330件 (R7年度末)	↓

<現状と今後の方向性>

- ① 工場・事業場における化学物質の使用量・製造量の調査、事業場周辺における環境大気等の調査を実施し、結果を事業者へ提供すること等により、事業者による有害物質の使用量、排出量の削減・流出防止対策の推進を図った。また、流出事故発生時には、関係機関と連携し、事業者への指導、周辺環境への影響の確認等を行った。引き続き、工場・事業場における化学物質の使用量・製造量の調査、事業場周辺における環境大気等の調査を実施し、結果を事業者へ提供すること等により、事業者による有害物質の使用量、排出量の削減・流出防止対策の推進を図る。【生活環境部】
- ② アスベストの安全対策に関するパンフレットの作成・配布、各種会議における周知及びテレビ・ラジオを用いた広報により、建築物解体等工事におけるアスベストの適正な取扱いに関する周知を行った。また、解体現場への立入調査を実施し、適正に処理されているか監視・指導を行った。このほか、新たにアスベスト

飛散防止指導員を配置し、事業者に対する監視・指導を強化することにより、適正処理を推進した。引き続き、パンフレットの作成・配布、各種会議における周知及びテレビ・ラジオを用いた広報により、建築物解体等工事におけるアスベストの適正な取扱いに関する周知を行う。併せて、解体現場への立入調査を実施し、適正に処理されているか監視・指導を行う。【生活環境部】

③ PCB廃棄物保管事業者等に対し適正保管及び処分期間内の確実な処分を指導等するとともに、保管機器のPCB含有検査等を支援するなどPCB廃棄物の適正処理を促進した。引き続き、事業者に対する指導等を継続し、PCB廃棄物の適正処理を促進する。【生活環境部】

④ リスクコミュニケーション実施の普及促進を図るため、事例発表会・交流会やセミナーの開催、企業アンケート調査、企業訪問による取組状況を把握し、取組の普及促進を図った。引き続き、リスクコミュニケーション実施の更なる普及・促進を図る。【生活環境部】

#### <起きてはならない最悪の事態>

### 7-3 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく

#### <推進方針>

- ①原子力発電所の安全監視
- ②原子力防災体制の充実・強化
- ③原子力災害時避難対策の推進
- ④広域避難計画に基づく住民避難訓練の実施
- ⑤関係機関・原子力事業者との情報連絡体制の充実・強化
- ⑥放射線モニタリング体制の充実・強化
- ⑦警察による原子力災害対策の充実・強化
- ⑧原子力災害医療体制の充実・強化
- ⑨特定廃棄物の適正処理
- ⑩中間貯蔵庫施設及び除去土壌等の輸送の安全確保
- ⑪除染により発生した除去土壌等の適切な管理
- ⑫放射線等に関する正しい知識の普及啓発
- ⑬様々な教育分野と関連した放射線教育の推進
- ⑭震災教訓の伝承・風化防止（再掲）

<数値指標>

指標名	策定時	現状値 (R3年度末)	目標値	達成度
原子力発電所現地確認調査回数（モニタリング指標）	255回 (R元年度末)	259回	適切に実施 (毎年度)	—
原子力防災に関する研修の実施回数	6回 (R元年度末)	8回	6回 (毎年度)	達成
住民避難訓練の実施回数	0回 (R元年度末) ※令和元年度は、東日本台風により中止	1回	適切に実施 (毎年度)	↑
原子力防災通信連絡訓練の実施回数	3回 (R元年度末)	4回	4回 (毎年度)	達成
環境創造センター交流棟「コミュニティ福島」で環境学習を行った県内小学校の割合	38.2% (R元年度末)	52.7%	100% (毎年度)	↑
放射線教育に係る授業を実施した学校の割合（公立小・中学校）	100% (R元年度末)	100%継続	100%継続 (毎年度)	達成

<現状と今後の方向性>

- ① 檜葉原子力災害対策センターに駐在職員を配置するとともに、廃炉安全監視協議会を9回、廃炉安全確保県民会議を4回開催し、廃炉に向けた取組の監視を行った。廃炉に向けた取組が安全かつ着実に進められるよう、現地駐在や廃炉安全監視協議会、廃炉安全確保県民会議などの取組により、引き続き監視を行っている。**【危機管理部】**
- ② 県地域防災計画については、防災基本計画及び原子力災害対策指針の改定を受けて見直しを行うとともに、オフサイトセンターの維持管理を適切に実施した。また、行政や関係機関の職員に対し、基礎研修やオフサイトセンター初任者研修など異なる複数の研修を実施した。広域避難計画については、令和3年度に令和2年国勢調査の結果が公表されたことから、今後、避難対象者数の見直しを行うとともに、オフサイトセンターの維持管理及び研修を引き続き実施し、原子力防災体制の充実・強化を図る。**【危機管理部】**

- ③ 避難計画の策定が求められる 13 市町村のうち、飯舘村が令和 3 年 8 月に原子力災害広域避難計画を策定したことにより、11 市町村で避難計画が策定されている。避難計画未策定の 2 町に対し、引き続き策定に向けた支援を行う。【危機管理部】
- ④ 令和 3 年 11 月に飯舘村を対象に住民避難訓練を実施し、緊急時における関係機関との連携を確認するとともに、地域住民の採るべき行動の理解促進を図った。引き続き、関係機関等と訓練を実施し、原子力防災の理解促進を図る。【危機管理部】
- ⑤ 通信機器の更新については、南相馬オフサイトセンター、楡葉オフサイトセンター、浪江町、葛尾村、飯舘村の 5 箇所で実施し、通信訓練については、令和 3 年 7 月、10 月、11 月及び令和 4 年 1 月の計 4 回実施した。通信機器の更新については、計画的に進めていくとともに、通信訓練については、引き続き、繰り返し実施することを通じて、県、市町村、関係機関等の災害発生時の通信連絡体制の維持・強化を図る。【危機管理部】
- ⑥ モニタリングポスト等による空間線量率の常時測定や、海水・大気浮遊じん等に含まれる放射性物質の測定等を行い、福島県放射能測定マップ等を活用して県内外に情報提供を行った。また、モニタリングポスト等既存機器や非常用発電機等の維持管理を適切に行い、災害発生時における放射線モニタリング体制の確保に努めるとともに、浸水区域を避けたモニタリングポストの設置場所の検討を行った。今後、廃炉作業の進展等、必要に応じ、放射線モニタリング体制をより充実・強化できるよう、機器を整備、更新していく。また、モニタリングポスト等既存機器の維持管理を継続するとともに、モニタリングポストの設置場所の点検・確認を行い、災害発生時にも放射線モニタリング体制を確保し、継続して空間線量率のモニタリングが実施できるよう努める。【危機管理部】
- ⑦ 原子力災害発生時に県警察が取るべき措置について定めた「福島県警察原子力災害警備計画」を令和 3 年 12 月に策定するとともに、内閣府、福島県が主催する各種研修や訓練等への参加、原子力防災基礎研修等の研修受講者から放射線管理指導員を指定し、各所属職員への還元教養や教養資料等により、原子力防災対策用資機材の操作・習熟、原子力災害への対処能力向上を図っている。今後は、福島県原子力災害広域避難計画及び昨年施行した「福島県警察原子力災害警備計画」に基づき、各警察署ごとに「署原子力災害警備計画」の策定を進める。また、原子力災害関係法令の改定に併せ、県警においても現状に即した計画等の見直しを図っていく。引き続き、内閣府や関係機関・福島県が主催する各種研修、訓練への参加、防災関係機関との連携強化により災害対応力の向上を図っていく。【警察本部】
- ⑧ 令和 2 年度と比較し、原子力災害医療協力機関が新たに 2 機関指定となった。

令和3年度以降、福島県内の原子力災害医療体制として、原子力災害拠点病院3機関、原子力災害医療協力機関9機関指定されている。引き続き、拠点病院及び協力機関の指定拡充に向け県内医療機関への周知に努めていく。また、原子力災害医療に携わる医療従事者の人材育成であるため、今後は原子力災害医療の初任者を対象とした研修等を定期的に開催するなど、放射線防護や治療の知識やスキルを有する医療従事者数の増を図っていく。【保健福祉部】

- ⑨ 特定廃棄物埋立処分施設において、国・県・楡葉町・富岡町との安全協定に基づき、施設の安全な運用の確認のため、状況確認を実施するとともに、放射性物質に汚染された廃棄物の環境への影響を確認するため、環境モニタリングを実施した。また、国においては事故及び災害発生時の緊急連絡網を作成し、関係機関の連絡体制を確立した。さらに、事故等、緊急事態に適切に対処するため、図上演習や訓練を実施した。引き続き、県は施設の安全な運用と、施設内の事故等の緊急事態に対する適切な連絡体制を確認していく。【生活環境部】
- ⑩ 国が実施する除去土壌等の輸送及び貯蔵等の事業について、安全・安心を確保するため、現地確認や環境モニタリング等を行った。また、国においては事故及び災害発生時の緊急連絡網を作成し、関係機関の連絡体制を確立した。さらに、輸送中の事故等、緊急事態に適切に対処するため、通報・連絡訓練等を実施した。引き続き、県は施設の安全な運用と、施設内の事故等の緊急事態に対する適切な連絡体制を確認していく。【生活環境部】
- ⑪ 市町村で保管している除去土壌等仮置場数は、除染特別地域を除き全体で 1041 箇所あったが、中間貯蔵施設への運搬が概ね完了し、令和4年3月末時点では7箇所となった。現場保管箇所は、令和4年3月末時点で7市町村に 830 箇所となり、除染実施計画に基づく除染を実施した36市町村のうち、17市町村が除去土壌等の搬出が完了し、仮置場の返地も完了した。また、令和4年3月末時点の市町村等による現場保管量と仮置場の除去土壌等の総保管量は、全発生量 686 万 $\text{m}^3$ のうちおよそ 8.5 万 $\text{m}^3$ となった。仮置場の原状回復及び現場で保管している除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入が促進するよう引き続き市町村の支援を行う。【生活環境部】
- ⑫ 環境創造シンポジウムやコミュタン福島を活用した各種講座等を通じ放射線教育を実施した。目標値の達成に向け、今後も引き続き関係機関と連携し、県内小学校の利用促進に向けた周知広報等に取り組むとともに、来館が困難な遠方の小学校等に向け、出張講座やオンライン講座にも取り組んでいく。【生活環境部】
- ⑬ 各小中学校において、放射線教育を教育課程に位置付け、主に学級活動や総合的な学習の時間及び理科等で実施できるよう、放射線等に関する指導資料をホームページに掲載した。併せて、「学校教育指導の重点」の放射線教育において、重

点内容の周知を図った。また、「未来へはばたけ！イノベーション人材育成事業」で、理数教育優秀教員に向け、放射線教育に関する研修を行った。児童・生徒が放射線等に関する基礎的な内容について理解し、自ら考え、判断し、行動できる力を育むためには、今後も各学校において放射線教育を確実に行っていく必要があるため、放射線教育に関する各種資料の活用促進や、「未来へはばたけ！イノベーション人材育成事業」を通じた実践例の普及などにより、放射線教育を一層推進していく。【教育庁】

<起きてはならない最悪の事態>

7-4 農地・森林等の被害による国土の荒廃

<推進方針>

- ①食料生産基盤の整備（再掲）
- ②地すべり防止施設の整備等（再掲）
- ③治山施設の整備等（再掲）
- ④災害に強い森林の整備
- ⑤農業水利施設の適正な保全管理（再掲）
- ⑥鳥獣被害防止対策の充実・強化
- ⑦農業・林業の担い手確保・育成

<数値指標>

指標名	策定時	現状値 (R3年度末)	目標値	達成度
ほ場整備率（水田） （ほ場整備された面積合計÷農振農用地）	74.1% (R元年度末)	73.8%	75.5% (R7年度末)	↓
山地災害危険地区における着手率	52.1% (R元年度末)	52.4%	53.6% (R7年度末)	↑
森林整備面積（単年度） （※算定方法の変更のため、H25年度からの累計から単年度に修正）	5,707ha (R元年度末)	5,857ha	7,000ha (R7年度末)	↑
安定的な用水供給機能が維持される面積	0ha (令和3年度) ※算定方法の変更のため、39,857ha（令	7,660ha	34,601ha (R7年度末)	↑

	和元年度) から修正			
有害鳥獣による農作物被害額	167,387千円 (R元年度)	198,391千円 (R2年度)	155,418千円 (R7年度末)	↓
認定農業者数	7,377経営体 (R元年度末)	7,036経営体	8,000経営体 (R7年度末)	↓
新規林業就業者数	76人 (R元年度末)	100人	140人 (R7年度末)	↑

### <現状と今後の方向性>

- ④ 県内全体で5,857haの森林整備を実施し、森林の有する多面的機能の維持増進などを図り、災害に強い森林づくりを進めた。森林への放射性物質の影響を検証しながら各種補助制度を活用し森林整備を推進してきたが、実績は目標値を下回る結果となった。森林の多面的機能の維持増進が図られるよう引き続き森林整備に取り組む森林所有者等に対する支援を行っていく。【農林水産部】
- ⑥ イノシシ等による農林業等の被害軽減を図るため、捕獲をはじめ、地域の実情を踏まえた総合的な対策を行ったほか、避難地域においては、避難地域鳥獣対策支援員の配置などを通して、安全安心な生活環境の整備等を図る市町村を支援した(令和3年度イノシシ捕獲頭数:18,767頭)。引き続き、被害軽減を図るため、捕獲をはじめ、地域の実情に応じた総合的な対策を推進していく。【生活環境部】

県内市町村・協議会等が行う総合的な被害防止対策を支援した(取組主体数53)。また、鳥獣被害防止に係る専門的知識を有する人材の市町村等への配置を支援し、4市町村等に新たに専門職員が配置された。さらに、住民主体の対策推進のため県内15カ所にモデル集落を設置し対策の実証による地域への波及に取り組んだ。加えて、被災12市町村を対象に野生鳥獣の生息状況を把握するとともに、該当市町村と営農再開に向けた課題の共有や営農再開ほ場周辺の調査を行い効果的な被害防止対策の組み合わせ(パッケージ)を提案し、該当市町村等が行う被害防止対策を支援した(取組主体18)。農作物被害金額は年次変動があるものの横ばいで推移しているが、これまで増加が続いていたイノシシの被害金額(本県被害金額の半分以上を占める)が減少に転じたことは、着実に対策を実施してきた効果であると考えられる。今後も引き続き、福島県有害鳥獣農作物等被害防止対策基本方針に基づき、生息環境の管理、被害防除、捕獲等を組み合わせた総合的な対策を推進する。さらに、地域住民主体による被害防止体制を整備に向けて、専門職員による地域に寄り添った対策の推進や地域リーダーの育成、実証モデルの取組など、住民と行政の協働による対策を推進し被害軽減を図る。【農林水産部】

⑦ (新規就農者の育成・確保)

令和4年度の新規就農者数は334人となり、平成11年度調査以降初めて300人を超えた。45歳未満が約8割であり、新規就農者育成総合対策事業(旧農業次世代人材投資事業)の活用が定着している。平成24年度以降、雇用就農者の占める割合が増加傾向にあり、近年は約半数となっている。非農家出身である新規参入による就農が約6割となっており、継続的な支援が重要となっている。農業が魅力的な職業として若者に選択され、将来にわたり基幹産業として持続的に発展していけるよう、他産業並の所得を安定的に確保する意欲ある担い手を育成していくとともに、次代を担う新規就業者を安定的に確保・定着していく取組を引き続き推進する。

(認定農業者の確保・育成)

認定農業者数については、震災後、平成28年度をピークとして減少傾向となっており、その主な要因は、担い手の高齢化による再認定者の減少等であり、新規認定農業者の確保数を上回るペースでの減少となっている。このため、担い手への支援体制を整備し、安定性、継続性の高い経営体である法人の育成や円滑な経営継承支援、新規認定農業者の確保に取り組むとともに、効率的かつ安定的な農業経営を実現するため、農業経営改善計画の目標達成に向けた支援を実施する。

(林業の担い手確保・育成)

林業従事者は、平成27年が2,183人と、平成22年から横ばいとなっているが、65歳以上の割合が増加している。また、東日本大震災前までは年間200人を超えていた新規林業就業者数は、近年では100人以下にとどまり、3年以内に離職する割合も約5割となっている。

本県の林業を、将来にわたり持続的に発展することができる成長産業とするため、林業事業体の経営基盤の強化や就労環境の向上、人材育成を行うための新たな林業研修「林業アカデミーふくしま」の開講により、地域林業の核となる担い手の育成や次代を担う新規林業就業者の確保・育成に取り組む。【農林水産部】

<起きてはならない最悪の事態>

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

<推進方針>

- ①災害廃棄物処理計画の策定・推進
- ②災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化
- ③一般廃棄物処理施設の災害対策(再掲)

### <現状と今後の方向性>

- ① 令和3年7月に担当課長会議、12月に担当者向け研修会を実施し、災害廃棄物処理計画の概要及び必要性の説明、災害廃棄物処理計画のひな形を提示するなど、災害廃棄物処理計画策定を促した。引き続き、定期的に市町村の計画策定状況を把握し、未策定の市町村への情報提供や研修会の実施により、計画策定を促す。【生活環境部】
- ② 6月に県内の59市町村及び13の一部事務組合と「福島県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定」を締結し、広域処理が迅速にできる体制を整えた。また、7月の担当課長会議で県が締結している他団体との協定について情報提供を行うとともに、災害発生時にも再度情報を提供し、市町村が協定を円滑に活用できるよう支援した。引き続き、定期的に市町村に対し他団体との協定について情報提供を行い、災害発生時に市町村が協定を円滑に活用できるよう支援する。【生活環境部】

### <起きてはならない最悪の事態>

#### 8-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### <推進方針>

- ①市町村への人的支援
- ②大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化（再掲）
- ③罹災証明書の速やかな発行を実施するための体制強化
- ④被災建築物等の迅速な把握のための人材確保
- ⑤災害時応援協定締結者との連携強化
- ⑥災害・復興ボランティア関係団体との連携強化
- ⑦災害対応ロボット等の開発・研究

### <現状と今後の方向性>

- ① 東日本大震災では、全国自治体等からの中長期職員派遣スキームや、被災市町村の独自採用等により、延べ548名の職員が確保された。令和元年東日本台風では、中長期職員派遣スキームを活用し、県外の自治体から県内被災4市町へ延べ8名が派遣（中長期）された。引き続き、関係機関との連携を密にしながら、新たに災害が発生した際に速やかに被災市町村へ職員を派遣する体制の整備を進めていく。【総務部】
- ③ 令和3年2月に発生した福島県沖地震において、延べ1,121名の県職員を被災市町村に派遣し、住家被害認定調査や罹災証明書発行業務の速やかな実施に寄与

した。また、令和4年3月に発生した福島県沖地震において、発災後速やかに実施することとされている住家被害認定調査の説明会を発災から1週間以内である令和4年3月22日に実施し、市町村の速やかな調査体制の構築・強化に寄与した。住家被害認定調査については、内閣府と連携し市町村向け説明会を開催し、罹災証明書の速やかな発行を支援するとともに、令和4年3月に発生した福島県沖地震についての市町村のニーズ把握を行い、必要に応じて調査人員の派遣を実施することで調査の迅速化・効率化を行う。【危機管理部】

- ④ 新規資格者養成講習会の受講資格を拡大し、有資格者数の増加に取り組むとともに、有資格者の技術力向上のため、判定模擬訓練や参集連絡訓練を実施した。また、判定活動等を円滑に行うため、判定コーディネーターを養成する講習会を実施した。引き続き、訓練や講習会を実施するとともに、新規養成講習会を受講しやすくし、有資格者の増加を図るため、WEB講習会の開催を検討する。【土木部】
- ⑤ 応援協定を締結している建設業関係団体等と災害時の連絡体制について、相互に確認を行い、迅速な対応ができるように備えた。また、災害時に備え、新たに3つの協定を締結した。更なる連携強化を図るために、大規模災害発生時に広域的な支援が可能となる体制構築に向けて、(一社)福島県建設業協会と協議を実施した。引き続き、建設業関係団体と災害時の応急対策業務の運用方法等について意見交換を行い、初動体制の強化を図っていく。【土木部】
- ⑥ 県災害ボランティアセンターの設置及びボランティア活動を円滑に実施するため、県と県社会福祉協議会との間で役割と協力事項等について協定を締結した。また、災害ボランティアネットワークの構築に向けた意見交換会を実施した。今後は、災害時における連携・協力体制を確立するため、平時において関係団体等による会議等を開催し、災害時のボランティアネットワークの構築を図る。【保健福祉部】
- ⑦ 企業や研究機関等が行うロボットの実証試験を福島ロボットテストフィールドに誘致し、地元企業との連携を図りながら利活用促進に努めるとともに防災訓練等の場としての利活用促進に努めた。また、県内企業のロボット関連要素技術開発や産学連携による研究開発を支援した。今後は、開発・製造されたロボット技術の実用化等が課題であるため、引き続き、県内企業の研究開発の支援やコーディネーターによるマッチング支援等に取り組んでいく。【商工労働部】

<起きてはならない最悪の事態>

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

<推進方針>

- ①地域コミュニティの再生・活性化
- ②地域公共交通の確保（再掲）
- ③自助・共助の取組促進（再掲）
- ④自主防災組織等の強化（再掲）
- ⑤避難行動要支援者対策の推進（再掲）
- ⑥文化財の防災対策

<数値指標>

指標名	策定時	現状値 (R3年度末)	目標値	達成度
地域おこし協力隊の定着率	54.8% (R2年度末)	62.4%	61.3% (R7年度末)	達成
避難区域等の居住人口	63,776人 (R2年度末) ※算定方法の変更のため、66,900人 (R2.7月)から修正	64,118人	増加を目指す	↑
防災啓発実施人数	1,163人 (R元年度末)	3,265人	8,000人 (R7年度末)	↑
自主防災組織の活動カバー率	76.5% (R元年度末)	74.8%	93.7% (R7年度末)	↓
避難行動要支援者避難支援個別計画の策定市町村数	38市町村 (R元年度末)	32市町村	59市町村 (R7年度末)	↓

<現状と今後の方向性>

- ① 人口減少や少子高齢化の進行等により衰退が懸念される地域コミュニティの再生・活性化を図るため、地域おこし活動を行う地域おこし協力隊の活動や任期終了後の定住に向けた支援を行った。また、県内外の大学生グループが県内の集落と交流しながら地域課題の解決、活性化を図る取組を支援し、持続可能な地域社会の維持・形成及び関係人口の拡大を推進した。引き続き、地域おこし協力隊の

活動や任期終了後の定着に向けた支援を行うとともに、県内外の大学生グループによる集落活性化の取組を支援する。避難解除区域においては、避難地域復興拠点推進交付金等を活用し、各市町村のまちづくりが進展し、住民の帰還に貢献している。また、帰還困難区域においても一部の避難指示解除や特定復興再生拠点区域の整備が進んでいる。引き続き、帰還に向けた生活環境の整備などハード・ソフトの両面から取り組むとともに、移住・定住の促進など新たな活力を呼び込むための取組を進めていく。【企画調整部】【避難地域復興局】

- ⑥ 風水害による文化財への被災予防や減災のため、市町村等の協力を得て、対策マニュアルやハザードマップ等の作成を推進した。また、ふくしま歴史資料保存ネットワーク及び民俗芸能を継承するふくしまの会等の協力を得て、講習会を実施した。引き続き、風水害による文化財への被災予防や減災のため、市町村等の協力を得て、対策マニュアルやハザードマップ等の作成を推進するとともに、文化財防災センター等の協力を得ながら情報共有を行っていく。また、耐震診断未実施の文化財に対し、耐震診断を行うとともに文化財の火災や盗難等を防ぐため、適切な設備整備や防犯体制の構築を促進する。さらに、自然災害等に備え、「文化財に係る災害時の相互応援に関する協定」等により災害時に市町村等との情報伝達及び緊急対応の体制づくりを進めた。引き続き、災害時に市町村等と円滑に情報伝達及び緊急対応ができるさらなる体制づくりを促進する。【教育庁】

<起きてはならない最悪の事態>

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

<推進方針>

- ①地籍調査の推進

<現状と今後の方向性>

- ① 13市町村、4.7km<sup>2</sup>（換算面積）で地籍調査を実施した。引き続き、市町村が行う取組を促進すべく指導、助言を行う。【農林水産部】

<起きてはならない最悪の事態>

8-5 風評等による地域経済等への甚大な影響

<推進方針>

- ①風評等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等  
②放射線モニタリング体制の充実・強化（再掲）

### ③家畜伝染病対策の充実・強化（再掲）

#### <数値指標>

指標名	策定時	現状値 (R3年度末)	目標値	達成度
観光客入込数	56,344 千人 (R元年末)	35,454 千人 (R2年度末)	57,000 千人 (R7年度末)	↓
県内外国人宿泊数	178,810 人泊 (R元年末)	35 千人 (R2年度末)	214 千人 (R7年度末)	↓
GAP（農業生産工程管理）に取り組む経営体数 ※算定方法の変更のため、GAP（農業生産工程管理）に取り組む産地数から修正	585 経営体数 (令和元年度) ※算定方法の変更のため、328 産地（令和元年度）から修正	709 経営体	1,250 経営体 (R7年度末)	↑

#### <現状と今後の方向性>

- ① 令和3年の観光客入込数は35,454千人で前年比737千人の減、率にして2%減であるが、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年と比べると20,890千人となり、率にして37%の大幅な減となっており、東日本大震災前の平成22年と比べると21,725千人、率にして38%の減となっていることから、東日本大震災及び原子力災害の風評の払拭に向け、ホープツーリズムの推進などにより、正確な情報発信に努めている。また、新たな総合計画や令和4年度事業において重要な視点とされているSDGsの理念を踏まえた観光事業について、ホープツーリズムを中心に、「SDGsツーリズム」として打ち出している。特に本県においては、SDGsの17の目標に、独自の18番目の目標として「福島復興」を掲げており、ホープツーリズムは、この象徴となる事業である。引き続き、復興、文化、自然環境などに触れる旅により、旅行者、そして受入側の観光面での持続可能性に対する意識を高め、福島ならではの魅力や教訓を将来に残していく。【観光局流局】

農林水産物に係る緊急時環境放射線モニタリングの検査は、13,416件（出荷確認検査）を実施し、検査結果は、都度公表することで流通業者、消費者等に安全性を広く周知した。今後も県産農林水産物の安全性を担保するため継続してモニタリング検査を実施するとともに、科学的根拠に基づいた正確な検査結果と安全性について情報発信を行う。また、第三者認証GAP等については生産者への助言、取組への誘導及び支援を行った結果、取得件数は、累計383件（709経営

体)、GAP指導員資格取得は延べ1,306人となり、取得拡大が図られた。引き続き、認証GAP取得に係る費用の補助等により認証GAPの取得を推進するとともに、認証取得農場の取組に関する情報を発信して消費者等の理解促進を図る。

**【農林水産部】**